

第1日目(12月7日)

議長(若井達男君) おはようございます。ただいまから平成22年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者公務のため午後欠席、大和病院事務部長公務のため30分程度遅刻の届が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって議席番号22番・中沢俊一君及び議席番号23番・岩野松君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については去る12月1日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日12月7日から12月17日までの11日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日12月7日から12月17日までの11日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 おはようございます。本日から12月定例議会ということであります。会期中また皆さん方からよろしくお願い申し上げます。

平成22年12月定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をおよこび申し上げます。また、日頃市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げますところであります。

ここで、9月定例会以降の経過等につきましてご報告を申し上げます。

はじめに、保健・医療・福祉についてであります。

これから流行が心配されますインフルエンザにつきましては、昨年流行した新型(A/H1N1)と従来の季節性2種類に対応した3価ワクチンの予防接種となっております。接種方法や助成制度につきましては、市報等で周知を図り円滑に実施されております。

7月に接種助成を始めました子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、10月末時点で接種率が初回85パーセント、2回目77パーセントと比較的高い値となっております。今後も積極的な接種勧奨を行ってまいります。

国では、緊急総合経済対策関連として「子宮頸がん等のワクチン接種の促進」に係る予算

補正を行ったところであります。この中には、子宮頸がんワクチンの他、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン接種事業の財政支援も含まれております。国の助成事業の詳細はまだ示されておられませんけれども、医師会等関係機関の皆さんのご意見もいただきながら今年度のできるだけ早い時期に実施したく、本定例会に関係補正予算を提出させていただきましたのでよろしくお願ひ申し上げます。

放課後児童の健全育成対策として「南魚沼市児童センター条例」に基づき学童保育に取り組んでおります。現在、市内には公設・民設あわせて12の学童クラブが開設され、年間延べ8万人の児童が利用しており、子育て支援事業の大きな柱となっております。学童クラブにつきましては、要件を満たせば小学校区単位に設置したいと考えているところでありますが、このたび、上関クラブを利用している石打小学校区及び太陽クラブを利用している大崎小学校区で設置要件が満たされたこと、小学校との協議が整ったこと等によりまして、独立したクラブとして来年4月に開設することとなりました。本定例会に改修費として補正予算を提出させていただきますのでよろしくお願ひを申し上げます。

次に教育・文化についてであります。

城内、大巻、五十沢の3中学校区と上田地区で実施してきた学区再編集落懇談会は11月上旬で85集落全て終了いたしました。出席率は全体で16パーセント程度でありましたが、幅広い貴重なご意見を数多くいただきました。この内容につきましては11月30日の六日町地域、塩沢地域の行政区長会で、関係区長の皆様へご報告申し上げご意見を伺いました。来年度以降の方向性につきましては、今後、教育委員会で検討することになります。

昨年度から検討してきました教育基本計画につきましては、13回の検討委員会を重ねて原案がまとまりました。今後、パブリック・コメントを経て、教育委員会で決定することになります。

次に環境共生についてであります。

ツキノワグマ対策につきましては、出没地域へのチラシの配布、注意看板設置、巡回広報及び人身の安全確保のための捕獲を行ってきたところであります。10月25日に県地域振興局が中心となり、「南魚沼地域ツキノワグマ被害防止対策チーム」を設置いたしました。南魚沼猟友会、鳥獣保護員、南魚沼警察署及び県市町が連携して、人的被害の未然防止を目指すことが改めて確認をされました。

地球温暖化対策につきましては、第3回の南魚沼市地球温暖化対策実行計画策定委員会が開催されました。12月末に開催予定の第4回委員会で実行計画の概要が議論され、来年1月を目途にパブリック・コメントを実施して広くご意見をいただく予定としております。

環境衛生センター関連の各種工事ではありますが、榊形山最終処分場施設整備事業につきましては、10月25日・26日に地元立会いの中で、本体の移設が終了いたしました。ストックヤードにつきましては、建築物が年内に完成する予定で順調に進んでおり、冬期間に電気設備など残りの工事を行う予定であります。

ごみ処理施設での受け入れ体制等につきましては、新年度から一部を変更したく本定例会

に関連する条例改正案を提出させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。主な内容は、不燃施設の受け入れ体制の変更に伴う処理手数料の改正及び廃棄物減量化等推進審議会の新設などとなっております。

し尿処理業務につきましては、新年度から料金徴収方法を口座振替に変更するための関係市民への周知を開始するとともに、将来の計画収集体制などの導入に向けた検討も行っております。

ごみカレンダーにつきましては、全市で統一した形式に改正し、視覚障がい者向けの対策も導入する考えで進めております。なお、ごみ処理施設の受入日につきましては、新年度から年末年始を除き無休体制とすることで調整をしております。

次に都市基盤についてであります。

国土交通省では、政権交代後初めての本格的な予算編成となり、これまでの税金の使い道を徹底的に見直し、既存予算の抜本的な組み替えを行うことにより新たな時代に対応した行政へと大きく転換を図るとともに、事業仕分けなど昨年秋以降進めてきた取り組みの成果を概算要求に着実に反映させるとしております。これを受け、公共事業予算につきましては、平成22年度予算においてマニフェストに掲げた1兆3,000億円、これは4年分であります。この削減を達成したことを踏まえ、「元気な日本復活特別枠」7,549億円の要求を含め5兆7,079億円 前年比1.02倍であります となったところであります。なお、今年度から創設された「社会資本整備総合交付金」は前年同額の2兆2,000億円となっておりますが、前年度より減額が見込まれることや詳細について不透明な点があることから、今後の予算編成の動向を注視しているところであります。

直轄事業におきましては、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費として、災害の恐れのある区間を回避するバイパスの整備や緊急輸送道路・避難路の整備を推進することから浦佐バイパスに1億円、八箇峠道路に1億6,000万円が配分されました。なお、その後の補正予算におきまして浦佐バイパスでは2億円、八箇峠道路ではゼロ国債も含めて3億5,000万円の追加があったところであります。浦佐バイパスは水無川左岸側の橋脚1基の建設を進めており、八箇峠道路は8月30日にトンネル工事十日町工区の安全祈願祭、さらに10月29日には十日町市で着工祝賀会が盛大に開催され、十日町地域での本格的な着工により本事業に対する地域の期待の大きさが伺われるところであります。トンネル工事は11月11日現在十日町側から160メートル、南魚沼市側から1,250メートルまで掘削が進んでおります。南魚沼市側は冬期間工事を中止しますが、十日町側の工事は継続して行うこととなっております。

道路除雪につきましては降雪期を迎え、11月29日除雪車出動式を行い、事故防止対策に万全を期すよう確認したところであります。また、除雪計画につきましては、11月26日・30日の行政区長会で説明し、市民の皆様のご理解とご協力を得て万全な体制で安全・安心・快適な冬期交通確保に努めてまいります。

次に産業振興についてであります。

農業につきましては、平成22年水稻の作付面積及び予想収穫量、これは10月15日現在が10月28日に公表されました。全国の主食用作付け見込み面積は、158万ヘクタールで10アールあたり予想収量は522キログラム、作況指数98が見込まれ、予想収穫量はこれは主食用であります。823万9,000トンとなっております。

新潟県の水稲の作柄は、全もみ数が「やや少ない」となり、登熟が「平年並み」となったことから10アールあたり予想収穫量が524キログラム、作況指数97が見込まれています。魚沼につきましては、穂数が「少ない」となりましたが、1穂当たりのもみ数が「平年並み」とどまり、全もみ数が「少ない」となったことから、10アールあたり予想収穫量が491キログラム、作況指数95が見込まれております。新潟県産米の9月末現在の1等米比率は、うるち玄米19.7パーセント、コシヒカリ18.1パーセントであります。全国では、うるち玄米64.4パーセント、コシヒカリ58.7パーセントとなっており、新潟県の1等米比率は、米主産県の中で最も低い状況であります。市内JAに集荷されたカントリーエレベーターを含むコシヒカリの1等米比率は、11月上旬で昨年を大幅に下回る53.8パーセントとなりました。新潟県では収穫量や品質低下の原因について「平成22年産米の品質に関する研究会」を立ち上げ研究を始めたところであります。

このように、今夏における連日の猛暑や高夜温などにより、水稻に品質低下による格落ちが発生するなど、農作物や家畜等に被害が生じており、農業収入の減少による農家の資金繰りが懸念されることから、新潟県の融資制度に上乘せして、南魚沼市農林水産業振興資金を創設し、被害を受けた農家の資金繰り支援を始めております。

次に、清津川分水問題であります。東京電力が湯沢町の三俣取水堰で取水し湯沢発電所に使う水利権の更新が平成23年1月1日となっております。大正11年以来88年もの間、清津川から毎秒6立方メートル余りの水が魚野川に放流されてきており、これは魚野川流域の農業用水だけでなく、漁業や生活用水等として重要な水であると認識をしております。先般、県知事・十日町市長との三者協定を締結し、清津川の試験放流量を増量する協議と魚野川流域における水資源確保の抜本対策検討委員会を設置することを確認いたしました。今後も、引き続き魚野川流域における安定的な水資源の確保に努めてまいります。

次に商工観光であります。経済情勢はなお活力に欠け、雇用は厳しい状況が続いている中、国の事業仕分けにより独立行政法人雇用能力開発機構が所有する地域職業訓練センターが廃止されることになりました。湯沢町と協議の上、無償で譲渡を受けることにいたしました。今後はさらなる訓練内容の充実を図り、雇用の確保に寄与する施設として運営をしてまいります。

六日町地区における中心市街地の活性化対策につきましては、県の補助事業を活用して「南魚沼市中心市街地活性化推進会議」を立ち上げ、まちづくりの進め方等について検討をしております。

各地で実施されました産業まつり等につきましては、「しおざわ産業まつり」があいにくの悪天候で来場者数が伸び悩みました。なお、しおざわ産業まつりは、施設改修のため、現状

の形での開催は今回を持って一応終了することとなりました。今後は全てのまつり等のあり方につきまして、地域の皆様とともに見直しを検討していきたいと考えております。

今泉博物館敷地内に計画の観光交流拠点整備事業につきましては、建設スケジュールを一部変更し、平成23年度中にほぼ施設整備を完了する方向で準備を進めております。

女性の視点から観光の活性化を図るため、公募による女性だけの組織として「南魚沼市女子力観光プロモーションチーム」が11月10日に発足をいたしました。今後様々な企画提案がされることを期待しているところであります。

中国人観光客誘客を図るため11月17日から4日間、市観光協会が主催で中国マスコミ関係者の招聘事業が展開されました。中国駐新潟総領事館との交流を深めながら、中国人観光客の誘客促進を進めてまいりたいと考えております。

4月11日から開催してきました「戦国EXPO」は11月28日をもって閉館をいたしました。この間、58,352人の方々からお越しいただくとともに、戦国エキスポ運営委員会を中心とした様々な地域活性化への取り組みが行われてきました。この活動を持続し、さらなる発展へとつなげてまいる所存でありますので、ご支援をお願い申し上げます。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

9月補正で予算議決をいただきました大原運動公園整備にかかる基本計画・基本設計調査につきましては、10月14日から作業着手いたしました。今後検討に必要な資料が出そろいましたら方向を決定したいと考えております。

市歌の石碑につきましては、多くの市民の皆様から親しんでもらえるよう本庁舎前に設置することとし、年度内完成予定で事業を進めております。

行政組織の本庁集約に向けた旧JA魚沼みなみ六日町支店ビルの改修につきましては、事務所の移転が完了しましたので11月下旬から改修工事に入りました。また、戦国EXPOの建物につきましては解体撤去し、来年9月の本庁集約に間に合うよう防災広場並びに駐車場等の整備を進めてまいります。

消防庁舎の改築工事につきましては、降雪期を前に躯体のコンクリート工事を終了し、予定どおりに進捗しております。今後も安全管理に配慮しまして、来年初秋の完成を目指して進めてまいります。

国では追加経済対策など5兆8,605億円に上る補正予算を措置いたしました。その個別事業の決定は遅れておりますけれども、歳入につきましては普通地方交付税の増額を、歳出につきましては年度内実施の必要があるヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種事業並びに採択が見込まれる六日町中学校耐震補強工事、塩沢小学校大規模改造工事及び地方道路交付金事業を12月補正予算に計上いたしました。その結果、12月補正予算は、当該計上の他、人事院勧告及び人事異動に伴う職員給与費の減額並びに事業執行に伴う過不足額等を計上し、残余额は予備費に留保して編成をいたしました。

市の基幹産業であります農業、特に稲作においては、米価の大幅な下落、猛暑による品質低下及び収量の減少と農家にとってかつてないような状況に見舞われた一年でありました。

このことによる農業収入の減少は、地域経済にも大きな影響が懸念されるところであり、今後の状況を注視してまいる所存であります。

現在、基本構想に基づき調査等を進めております図書館整備事業につきましては、ララ内に建設する方向で六日町街づくり会社側に要請をいたしました。テナント会の調整等を経て同意いただけることを期待しているところであります。

リーマンショックから2年が過ぎ、国においては外需や政策効果などから、景気は緩やかな持ち直し基調をたどってきているとの分析もありますが、このところの円高等から、景気の減速が懸念されるところであります。国の緊急総合経済対策に係る補正予算の早期実施など、国策としての経済対策の取り組みに最大限の配慮を望むところであります。さらに平成23年度以降、一括交付金の制度設計や子ども手当の取り扱い、加えてTPPの協議開始など、地方自治体の運営に大きな影響を及ぼす問題が山積をしております。これらの問題には、「国と地方の協議の場」の早期の法制化など、地域主権の原則のもと地方自治体の意見に謙虚に耳を傾け、政策に十分反映されますよう求めていく所存であります。

今後とも「希望溢れて伸びるまち」これを目標に、一步一步着実に歩む所存でありますので、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げます。所信表明といたします。

なお、むすびといたしまして今議会の提出案件16件、内訳は条例4件、予算7件、その他5件であります。十分にご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

議長 以上で市長、所信表明及び行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第5号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口和人君 おはようございます。それでは私ども議会運営委員会に付託をされました閉会中の継続調査事件についてご報告をさせていただきます。

私どもにつきましては2回の委員会を開催いたしております。まず、第1回目でありますけれども、先般11月29日に開催されました平成22年第2回南魚沼市議会臨時会の運営についてを調査しております。

平成22年11月22日、委員8名全員の出席と正副議長にも出席をいただき、また執行部、総務部長、総務部次長、総務課長の出席を求めて調査を行いました。

まず議会の運営についてでありますけれども、これは終わったことでありますが付議事件の概要及び会期、議事日程についてを調査をいたしております。

その他に議会運営についてということで、議会運営に係る諸課題の検討結果について、また、執行部への要望についてということで協議をさせていただいております。

続きまして第2回目でありますけれども、平成22年12月南魚沼市議会の定例会について、平成22年12月1日、委員8名全員の出席と正副議長そして執行部、総務部次長、総務課長の出席を求めた中で付議事件の概要、会議規則の改正及び一般質問の取り扱いについて、会期及び議事日程、請願の取り扱いについて、意見書の取り扱いについて、それから同

意人事案件の採決の方法についてということでそれぞれ調査をさせていただきました。また、執行部への要望について先ほども出ましたけれども、これにつきましてさらに検討、協議を加えているところであります。また、閉会中の議会運営委員会の開催についてということでも調査をさせていただいております。以上、閉会中の議会運営委員会の実施調査検討についてご報告をさせていただきます。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

今井久美君 この議会運営委員会の経過については会派の中でもいろいろ話をさせていただきました。その中で会議規則の改正及び議会の運営についていろいろ検討をしていただいたと思います。これについては会派代表者会で春からずっと皆さんで協議をしてきました。会派の中でも持ち帰り代表者会でまた会派に持ち帰ってという部分をかなりやって議運の方へあげていった。そういうことだろうと思います。

それでこの議運の中の資料で示されていた執行部の反問権ですね、これらについては代表者会で示されてきたものと余り変わってないし、何ら問題がないような気がしますけれども、再度また会派に持ち帰りというようなことになって、この12月議会では適用されないような状況ですけれども、あえて言えば非常に残念だなと思います。

そこらについて私らが聞いているものとまたちょっと違ったことがあったり、また私が聞いているのはその案の中の内容がちょっともう一回持ち帰らないとだめだと、こういうような話が出たということなのですけれども、その辺のことがもう少し詳しく聞かせてもらえればなというふうに思います。

樋口和人君 今ほどの質問でありますけれども、改正については多少の文言の変更があったということですが、運用のところについて質問の回数ですとかその辺のところはちょっと新たに出てきたといえますか、その当日になって出てきたものがありまして、それについて質疑等もあったということでありまして、一般質問の反問権ということで、私どもの議会の方からの発議で決めるということでありまして、議員皆さん全てがその辺の疑義がない、あるいはきちっとした内容を把握した中で発議をしたいということで、一回お持ち帰りを願ったわけです。この今月会期中15日に議会運営委員会をまた開かせていただく予定にもなっておりますので、そここのところでは皆さんからの全員の同意を得た中で決していくというつもりであります。どうかまたご理解をお願いしたり、また皆さん方からも内容について十分理解をしていただければというふうに思っております。

今井久美君 わかりました。この議会運営を含めまして議会改革については、各会派また議会運営委員会でも管外調査をしながら研究してきたところだと思います。私もそういう視察先を見ましても、一朝ではいかないと。極力全会一致で進めていくべきだともう思いましたし、やはりその議会改革の委員で出ている人たちとまた会派の人たちとの温度差がかなりあるというのも、いろいろ先進地の議会の話も聞かせていただきました。

ただ、やはり話し合いができる、もうちょっと質疑の内容を含めましてそういう議会になっていくべきであろうと思っています。私は9月議会の修正動議が出されたときも、初めて

大原運動公園を含めて議員間の中の討論がそのとき聞けたと思います。議員同士の討論も提案されていますけれども、それは一回はまだ時期早々だとかこういうふうなことにもなっていますので、今後もぜひ力強い議会運営、改革の先頭に立ってまた頑張ってください。こういうことをお願いしておきたいと思います。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 総務文教委員長・関 常幸君の報告を求めます。

関 常幸君 おはようございます。総務文教委員会の所管事務調査について、お手元の資料に沿いましてご報告申し上げます。事務調査は11月15日に行いました。議長は公務のため欠席でありました。調査事項、調査の状況、調査の内容は1ページに記載のとおりですのでご覧ください。

調査事項1番の学区再編については、現地調査も含め調査いたしました。現地調査では五十沢中学校の腰越校長先生から話を聞きました。城内、大巻の3校の中で一番小さく、現在は123名5学級、来年は120名で4学級になります。学級数が減少して一番困るのは、職員数が減ることで、定数法で国家負担増教職員の人数は決まっており、4学級だと教職員定数は校長、教頭含めて9名に、養護職員と事務職員を含めて11名となります。中学校はご存知のように、教科ごとに指導いたしますので教科の職員を全員そろえることは難しく、現在は3人の非常勤講師が入っているという説明でありましたし、次に困るのは部活に影響が出てきており、数年前に部活の再編を進めたと説明を受けました。

質疑の中で五十沢小学校と隣接、一部校舎を共用することに対して腰越校長先生は、小中の一貫校ではないという認識で、小中の連携は大切だが連携は目的ではなく、小学校と中学校のそれぞれの役割を果たすために綿密なつながりをつくり、それに基づいて効果を高めていくと話をされました。

栃窪小学校杉田校長先生の出迎えを受けまして、現在1～2年で3人、3～4年で4人、今日は5人、これは来年度に向けて体験入学ということでありました。5～6年生は4人、全員で11人です。栃窪小学校特認校ならではの取組の話を伺いました。

3校目は第一上田小学校を訪問いたしました。ここでは全児童と一緒に給食を食べまして、古見校長先生より現状と課題について話をいただきました。室内での事務調査では資料18ページをご覧ください。18から21ページに3中学校の学区再編懇談会の意見集約が資料に載っております。その中での賛成的意見、反対的意见も載っております。それから21ページ、22、23ページに第一上田、第二上田小学校の学区の再編懇談会の意見集約が載っており、記載のとおりであります。全体的な雰囲気、感じといたしましては、統合はやむを得ないという感じでの報告でありました。そして次年度6月下旬頃には教育を考える会を発足させ、統合の協議に入るという説明を受け質疑に入りました。質疑は4件でありまして、主な内容といたしましては、市の財政面からの再編統合ということが出てきてい



段目を見てもみますと、3月末に締めた水道料金が主なものを占めているというふうな内容がありますが、それから右側の市税の過年度分の滞納状況につきましては、実人員で6,456人、20億2,000万円に上る数字になっておりますし、9月末では18億7,000万円というふうな内容になっておる説明を受けまして質疑に入りました。

質疑は4件ありまして、主な内容につきましては、市債の方で中ほどの高齢者住宅資金と人にやさしい住宅づくり資金がなぜ貸付金がなぜ滞納になっているかというふうなことと、入湯税が滞納になっている問題。それから管外視察での中で滞納整理に成果をあげている我が市の情報の公表はどういうふうになっているのかというふうなのが質問で出ました。

その他の調査事項2の財政状況の類似団体等との比較については、34ページ、添付した資料は1枚でありましたが、私たちが説明を受けたのは数ページにわたるものであります。この数字の説明に入ります前に、私どもはこの類似団体の類型の設定について説明いただきました。私たちと比べるときに、私どもは5万人から10万人で都市の2の1という区分に入っております、685団体の平均と比べたものであります。全体では684団体ありますが特殊なものは除いて585団体ということであります。ここに資料34ページは代表的なものでありますが、この真ん中の表を見てもみますと100が平均でありまして、それぞれ全部下回っているというふうなことであります。給与水準が高くなっておりますが、これは92.9と私どものところは市、国より低いわけでありましてけれども、財政的から見るといいということで100から上がっているというふうな形。これを見るとほっと思うと給与が高いというふうに見るのですが、そうではない数字でありますので、間違いのないようにという説明もありました。あと以下、記載のとおりでありますのでご覧になってください。これについての質疑も1件ありました。

その他の3の消防庁舎建設設計変更についてであります、35ページに記載のとおり、3工事について変更いたしました。それはタンクの件、建物裏の側溝の件、それから自家発電機の件での変更であります。その額につきましては36ページにあるとおり、契約額と変更後は2,100万円ほどの増額になっているというふうな説明であります。質疑は1件ありました。

その他の4の固定資産税の誤課税の処理についてであります、37ページをご覧になってください。ここに誤課税の原因が1番、今までの対応、今後の処理について、還付額というふうな中で説明が市の取引説明があったわけでありまして、質疑は2件ありました。記載のとおりでありますのでご覧になってください。

最後のその他、5ページ。トミオカホワイト美術館の現状について、その他5番目の項目でありますけれども、この件については全員協議会で協議があるということで教育部長からの説明を受けたということで終了いたしました。

次に管外調査について報告いたします。別冊をご覧になってください。1ページに調査事項は5点でありました。調査状況は19日から21日の3日間、それぞれの訪問の市は長野県の千曲市、伊那市、駒ヶ根市、岡谷市でありました。2ページ、参加者は執行部からも参

加していただきまして、記載のとおりであります。議長からも出席いただきました。そして訪問した市の人口につきましては、ほぼ私どもと同規模のところ为主体であります。4市がそうであります。この資料の内容の説明の中で、委員全員から報告を願いましたので、委員の感想のところを紹介して報告に代えさせていただきたいと思っております。

14ページをご覧ください。調査項目の自治基本条例であります。この件にありましては、千曲市と駒ヶ根市と岡谷市3市を訪問しての感想であります。この中で下から3段目、この基本条例についてはまだ南魚沼市には必要ではないと、必要だと思わないという方が1名でありまして、あと全員の報告の中では消極的意見も含めてこの基本条例とかまちづくり条例は必要だろうというふうな意見が大勢でありました。

それから中ほど下から4段目のところに岡谷市の公共施設のあり方検討市民会議というふうなのがあります。この件につきましては岡谷市に40数種類の施設があるわけでありまして、そこを市民がここに必要か必要でないか、第1判定、第2判定という中でランクをつけてやっていくというふうな形での市民会議ということでありまして。

それから15ページの中にここに1番ぽちのところと2番目に「ぱとな」というふうな表現がありますけれども、これは30ページのところに資料が載っておりますのでご覧になってもらいたいと思っておりますが、これもまちづくりの中での側面支援をしていこうというふうな形でありました。

それからこの中には載っておりませんでしたけれども、うるおいの郷づくりふれあい事業というものを伊那市でまちづくりの中で行っておりまして、その資料につきましては19ページの図をご覧ください。このところを見ますと、里親、子、市があって、ルールを作って公園とか道路とかを住民自らきれいにしていこう、まちづくりをしていこうというふうな協定でありました。

それから公共施設についてであります。スポーツ施設につきましては4市全て現地調査も含め見てきました。スポーツ施設につきましてはそれぞれ委員の中で書いてある中では、当市は非常にやはりスポーツ施設が悪い、施設が整っていないというふうな形でありまして、やはり中途半端な施設は利用につながらないというふうなこと。また、それらの施設を誘客にやはり大いに利用していくことが大切だろうというふうなこと。それから黒板にもびっしり予約が入っているような状況がありました。そういうふうなもの、やはりスポーツを文化としてとらえる視点が我が市にはないのではないかというふうな感想等も載っておりますのでご覧ください。

それから16ページの中の上段の方に、文化ですので費用対効果とかそういうふうなもので余り見すぎるといかなものかというふうな指摘もありました。

それから図書館につきましては、千曲市、駒ヶ根市、岡谷市の3市の現地を調査してきましたが、ここにつきましてはスポーツ施設と同じように非常に私どもの市は蔵書数が少ないというふうな印象でありますし、ついている予算も非常に少ない。図書館といえるのかというふうな感想が出てきております。

それからスポーツ振興基本計画については千曲市で学んできましたし、それからあと債権徴収マネジメントについて、これは伊那市でありましたけれども、このところについても4人の方が感想を述べております。やはり滞納整理を5年で19億円あったのを5億円減らしてきている、全職員で取り組んできているというふうなことでの視察でありました。

それからふるさと大使、ここも伊那市での視察であります。この感想の中にも下段の方に、思いを寄せる方々の把握は大切なことであり、この人たちを通じて情報発信ができたというふうな感想であります。

内容説明ではなくて、委員全員からの感想のところを報告して管外調査の報告とさせていただきます。以上です。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

中沢俊一君 時間の都合もありますので1点だけお願いいたします。管内調査の方ですが、類似団体等との財政状況の比較。初めてこういう項目を選んでいただいて調査をしていただいて敬意を表します。34ページのこのグラフ、こうして議会の方へ出てきたのも初めてなのかなと思っていますが、この中で質疑が1点だけあったということです。大体あれでしょうか、委員の皆さん、およそ理解ができたというふうな委員長さんの判断でしょうか。教えてください。

関 常幸君 理解程度については、これについてはホームページ上に載っておりますので、相当やはり勉強している方、初めて見る方というような温度差はありましたが、私の場合は非常に勉強になったというふうな形でありまして、相当時間を割いて勉強をいたしました。

中沢俊一君 この財政の自立というのがやはり地域主権の基本になるわけですし、この15ページにもあります上段の方ですけれども、類似団体が実質公債費比率14.3、うちが22.9。同じような財政規模と仮定した場合は、やはり年間30億円からの負担、これが後年度市民の方に毎年、毎年かかってくるわけですから、やはりこれからも総文の方で、我々一般議員にもわかるような形で・・・できるように取り組んでいただけたらと思って、要望として質疑を終わります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

岡村雅夫君 1点伺いますが、15ページ、調査の方です。管内調査の方の15ページで、1点、保育士が多いとか臨時職員というような形の中で、臨時職員についてちょっと伺いたいのですが、いつもの議論の中で保育のニーズによって正職でなくて臨時対応をしているというような話です。こういったやはり臨時職員を要するに今、財政的には職員を減らすという一つの目標を持って、そして片や臨時職員がこうして増えるというこういった実態というのは、大体よそも皆同じような形でやっておられるのか。

私は余りにも臨時職員化、あるいは業務委託というような形でいくと、本来の行政の何ていうのか枠が見えなくなるような気がしているのですけれども、そういう点でこういった臨時職員の占める位置づけとか、あるいは調査等がありましたかどうか。なかったらまたちょ

いと調査をする必要があるのではないかなというふうに私は考えるのですが、いかがでしょうか。

関 常幸君　　そういう議論はありませんでした。

調査のことにつきましては検討をしていきます。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議　　長　　産業建設委員長・牧野 晶君の報告を求めます。

牧野産業建設委員長　　おはようございます。それでは産業建設委員会の調査について報告させていただきます。今回は2件、管内と管外がありますので、まず管内の方からさせていただきます。管内の方、調査の期日は11月4日、委員全員の出席で行いました。調査事項に関しましては1ページ、下水道の処理場についてと魚野川の水利権について。そして3その他4件になりますが、それでは順をおって説明させていただきます。

執行部の方は企業部長、産業振興部長、下水道課長、農林課長の出席をいただきまして、下水道処理場に行ってまいりました。企業部長、下水道課長から資料に基づき説明がありましたが、大きなところとして9月末現在の進捗率は、電気整備が88パーセント、機械整備が84パーセントとなっており、12月いっぱいには完了し試験運転を始めたいということでした。設計変更が一部あるが、資料11ページのとおりとなっております。こういう点についてありました。

そして主な質疑についてですが、クリーンセンターの沈殿池は、豪雪地にもかかわらずオープンになっているということで心配があるがということでしたが、円の周りと真ん中の通路部分を消雪パイプで消雪する予定であり、沈殿池と消雪水の温度差があると、温度差による対流を起こしてしまうため、なるべく消雪水が中に入らないような形で計画しているというふうなちゃんとした答弁がありました。

六日町浄化センターの污泥は23年度から環境衛生センターで焼却しないというが、そうなるはどこへ持っていくのかということについては、持ち込み先については現在、県で協議をしている。流域の方は全体計画の中で処理を考えているのでまだ決まっておりませんが、環境衛生センターには持ち込まないということでした。これについて説明をさせていただきますと、污泥を燃やすとその分、ガス他のコストがかかるのではないかとということで、他に持っていった方が安くつくのではないかと試算をしてもらった結果、こういうふうになっていると説明がありました。

2番目の魚野川の水利権については、産業振興部長から資料に基づき説明がありました。

東京電力が湯沢発電所の発電以来、湯沢三俣地区の清津川に設けた取水口から水を取水し、魚野川へ放流しておりますが、ご存知のように十日町、旧中里村の方から十日町に合併した後も水問題、ちょっと水を返してくれないかという非常に強いアプローチがあり、今回当市の方ではどういうふうになっているのか。県知事の発言もあった中でちょっと調査をするべ

きではないかということで調査をしていきました。

ただ、県知事の発言があったといってもこの県知事の発言は、端的に言えばまだ発言したばかりで中の方が余りまだ、今後詰めていくということ。要は現段階の中でしか説明が受けられなかったということで、今後については基本的にこれからの県との中で、当然、そして南魚沼市の懸念しているところ、そこを話し合いをしていくということでした。

この中でもやはり質疑がありまして、一番気になるのが県の提案している抜本的な対策だ。どの程度まで具体的な方向づけがあるかという質問がありましたが、新聞等ではダムや溜め池という話があるが、やはり実際はまだ。県との具体的な話については今後進めさせていただく状況であるというふうな、改めての市からの回答がありました。

今後5年間、清津川へ回す水量を暫定的に増やして様子を見るのだろうが、今までの試験放流量をベースにすると少ない水量ではない。こちらでも渇水期には農業用水が不足することがあるので、十日町市とこれからの水量について慎重に対応してほしいが、どう考えていくか。これは私たち水利用者についてこういうふうな意見があるのは当然だと思います。市の方では当面は現在の試験放流でお願いしていくが、清津川サイドは全面的にこちらへ返すように話しており、そうすると非常に大変な事態になる。それらを踏まえて清津川サイドでの必要量をしっかりとデータ分析をして、やはりそれでも落としどころを考えていかなければならないというのは仕方のないことではないかということで、当然そのために当市の農業用水に難儀をすることのないようにというふうなニュアンス的なもので説明がありました。

そしてもう1点、これもやはり報告をさせていただきたいのが、ここの質疑に書いてあるとおり、耕作地の減により水利権自体を減らすという考え方は非常に危険である。この考え方は、市長が「農業は基幹産業」と話していることとずれていないかという質問がありました。耕作地の減により、水利権自体を減らすということの考え方というのものもあるが、耕地面積が減り水量が減らされるという話の中で、ある意味やはり一つの目安とした中で、交渉法で全く最初からだめだというのは、これはやはり交渉ごととしてなかなか厳しいのではないかという現実的な回答もあったと思います。魚野川の水利権については以上になります。

それでは3 その他になります。その他の1ですが南魚沼市受益者負担金等の見直しについて」の説明がありました。平成22年度から新潟県の道路・街路負担金が原則廃止となったことを踏まえて、若干でも地元還元できるような施策を検討したということです。これについての資料は、今条例に出ておりますので、こちらについてはそちらの方をお読みください。

質疑の方はありましたが、こちらに書いてあるとおりですのでよろしく申し上げます。

商工観光課長より職業訓練センターの譲渡についての説明がありました。平成20年12月24日に雇用・能力開発機構の廃止が閣議決定され、施設利用率が50パーセント以上の訓練センターは高齢・障害者雇用支援機構に引き継がれる方向で検討された。当センターも該当しておりましたが、その後の事業仕分けの対象になり廃止、譲渡が決定されました。詳細についてはこちらに書いてあるとおりであります。

3番目は産業振興部長、商工観光課長より観光交流拠点整備についての説明がありました。おおまかな図面のもとに説明がされました。この中で当初は施設整備を23、24年度に行い、25年度に供用開始というスケジュールでしたが、いろいろな調整の中で23年度中に施設整備をほぼ完了させ、24年4月末にオープン、そして8月に道の駅登録を行って本格開設というスケジュールに変更させていただきましたということです。

この中の主な質疑として、駐車場の位置というかこれから施設を作る位置が、ちょっと余りいい場所ではない、というふうな意見がありました。これについては内部で検討をして、いろいろなアプローチの仕方の中でこういうふうな現在の設計になっているので、設計業者さんとも話し合いをちょっとしていきたいということでした。

やはりあと心配なのは24年度プレオープンする場合、箱は作ったけれども売るのがなかったということがないようにしてほしいということで、これについてはJAしおざわを中核とした体制で今後進めていくということでした。

道の駅の売りとして、博物館をどう活かしていくのか。こういうところについてもどういうふうにしていくのか質問がありましたが、館内改善部会でこれから検討していくということでした。博物館にとらわれない、一つの誘客を図れるような施設にするという視点で方向転換を図りたいということで、観光協会からこの地域の観光拠点、外では物産館と観光拠点整備があるわけです。その中でもこの地域にも観光の拠点となるようなふうにもしていきたいという説明がありました。

産業振興部長、農林課長より、その他4について南魚沼市農林水産業振興資金についての報告がありました。資料は31ページから34ページになりますが、今年の猛暑により農産物被害に遭った農家に対し、県の融資制度に沿って市が補てんするということで創設させていただきました。詳細については資料の方を見ていただきたいと思います。こちらの方が管内調査についてであります。

管外調査についてであります。期日の方は10月13日から10月15日、3日間になります。調査先は静岡県三島市、水道料金等徴収業務委託についてと、静岡県下田市、教育旅行について、群馬県前橋市、「前橋プラザ元気21」についてであります。

参加者については委員全員と議長の参加がありました。執行部については3名、そして事務局1名で行ってまいりました。

まず静岡県三島市ですが、人口はうちの市よりも多く11万1,000人ということで、非常に多くの人口があり、そして都心から近いというかやはり環太平洋ベルトというか、非常に栄えている都市だなというふうな印象を受けました。また、三嶋大社があり、中心とした市街地の要は非常にコンパクトにも感じたような私は気がしました。

水道課長の方から資料に基づき説明がありました。委託の目的としては、民間活力導入を図ることで市民サービスの向上、水道料金・下水道使用料の収納率の向上、効率的な業務運営によりさらなる経営の健全化と経営基盤の強化推進を目的としているということでした。

16年7月から委託契約については検討部会により検討を始め、同年7月から8月にかけて

て5市の幾つかの先進地視察を行ったということです。その後、約1年半かけていろいろと選定し、18年4月1日から業務委託を実施しており、委託期間は5年間ということ。コンピューターリースと同様に5年とし、決定していったということでした。委託費用は水道と下水道で3億8,530万円、水道のみでは2億7,200万円となっているということです。今年度末で契約満了となるが、あくまで今回契約している方と、また別の方も踏まえて今後契約をプロポーザルにより選定していくということでした。

業務営業時間については、通常業務が平日8時半から7時ということ、また土曜日について行っている、午前中ですがやっているということでした。精算業務については、平日の通常業務時間の他、土日もやっているということでした。今後、市の方でも取り組んでいこうとしているコンビニ収納についても、もう対応しているということでした。こちらの市については課長なんかの話によりますと、大学生とか学生や、一部転勤族とかそういう方も多いので、コンビニ収納というのは市民の利用に関して非常に効果があるのではないかという説明を受けました。

導入による効果として、平成16年度決算額と比較すると、5年間で約1億3,000万円、平均2,600万円の節減効果を得ているということでした。水道料金担当職員は12名から2名に減、営業時間を増やしたそうです。システム化されたことによる事務の効率化ということでした。

現在の状況と今後の課題。やはり民間委託、命の水道ということの水を民間委託したことにより、お客様からトラブルや苦情があるかという質問に関しては、トラブルや苦情はないという説明がありました。

4ページに入りますが、質疑応答の主なものとして、先ほど言ったとおり5年間で民間の方と市職員がやった場合、平均2,600万円の経費削減効果があるので、人件費削減のものにあり、その分他のまた滞納整理とかに使えたということでした。

直営と委託を比較して収納業務のノウハウが違ふと感じたことがあるかと質問しては、もうこれは民間と職員、マニュアル化をしてその一定のルールにしたがってやっているということでした。

委託契約をして5年経つが、市職員でシステム開発という動きはないかということでしたが、5年間のノウハウというのがやはりあっても、ソフト構築等の細かいところまでは現実的に難しいということで、やはり専門業者に任しているおかげで、という点については説明がありました。

また、一部の非常に興味があったのが、給水停止業務も民間業者がやっているということだったので、どういうふうに行っているかということに関しては、給水停止についての責任は、要ははんこを押してもらってから給水停止までの行為は請負業者が行い、その決裁を市でしているということで、しっかりとした市の方針の中でやっているというふうに感じました。

また、先ほど総務文教委員会の報告の中でも水の、収納業務によってある市では公衆浴場

の滞納についてあったのをドライにして公衆浴場を倒産させたということがありましたが、分納計画を立てて、履行できなかった、約束したけれども滞納していく方に関しては、交渉していく中で最終的にはとりあえず半額支払えばよしとして停止はしないということでしたが、それでも約束は約束としてある一定のラインを決めてドライにやっていく方法をとっているのかなというふうに感じました。

また、問題がある悪質な滞納者への滞納に関しては、基本的に同じ対応を。要はちょっと怖い方たちだからといって特別扱いはせずに、警察とも連携した中でやっているのも問題にはなっていないというところで説明がありました。

委員からの意見として非常に収納率の向上、人件費の削減に効果があるので、外部委託は検討の余地がある。こういうふうな説明がありました。

以上ですが、おおまかなものとして検討の余地があるということで非常にいい視察だったと思います。

静岡県下田市に入ります。下田市は本当に伊豆の先っちょの方ですが、下田市では教育旅行で毎年4,000人以上の子どもの受け入れ実績があり、当市の観光産業にも大きく関係する事業でもあるため、視察に行っていました。

観光交流課職員と伊豆地区教育旅行協議会会長から資料に基づき説明を受けました。下田市では大きいと4地区の地域がありまして、その中でこの学校はここをまかっという、この学校はここをまかっというということで、うまく調整をしているということでした。

また、質疑応答の中で、エージェントを入れずに市独自でメニューを作成する手法を取った理由は、やはりエージェントを入れた方が安心であり楽であるので、なるべくエージェントを入れていく方向に転換しつつあるということをおっしゃいました。なかなか先生の負担が軽くなるので、そこところは軽くするようにしていくのがいいのではないかとということでした。やはり後継者不足という点もこの地域ではあるので、いろいろな方から4地区あるので、相互に受け入れ体制を協力してやっていけるといってもおっしゃいました。

肝心な部分を言うのを忘れていたのですが、下田市ではこの観光交流課職員と下田地区教育旅行協議会会長、これは当市で言えば観光協会若しくはグリーンツーリズム委員会だと思いますが、この方たちと市の教育委員会の市の職員、県から出向している教職員の方が一緒になり、自分たちのつてがある例えば過去にいた学校、いろいろつながりのある先生のところに年に二日間ぐらい営業に行くそうです。教育旅行に来て下さいよということで営業に行くそうです。非常に観光業者、地区協議会会長だけで行ってもなかなか相手をしてくれないのですが、やはり市の職員や教育委員会のつてがあつて行くと、話を聞いてくれるということで非常にありがたいということでした。

そしてこの教育旅行について市からの支援はどのくらいしているのだという話の中で、びっくりすることに4万円というふうな説明がありました。4万円で何かありますかねと、文句は出ないのですかと聞いたところ、市の方でしっかりいろいろな方策も一緒になって考えてくれている。この協議会会長は私どもと一緒に市の方が非常に動いてくれるので、金額と

というのは問題ではなくて、要はいかにお客さんをお呼んでくれるか、来てくれるか、協力して体制を作ってくれるかという点で非常に助かっているのも問題はないと。非常にありがたい、お金以上にありがたいということをおっしゃいました。

委員の意見・感想として先ほどこの意見の中のことを言った点もありますので、こちらの方は割愛させていただきます。

そして3番目の群馬県前橋市の「前橋プラザ元気21」に行ってまいりました。ここの施設は地下2階、地上7階建ての建物であり、昔はデパートだったそうです。デパートだったのですが、そこに公民館。そこが空き店舗になったのでここを公民館 上の方からいってみますか。6階、7階部分は専門学校が入り、3階、5階は地域交流プラザということで公民館的なものです。2階はこども図書館、そして子育て広場、1階は市民交流プラザ、そして地下に食料品スーパーマーケットということになっております。非常にゆとりというか、もう本当に「ああ、こんなゆったりした施設なんだ」というふうな感じで、前橋の中心部、商店街が周りにある中でこちらの方にありましたが、非常に勉強になる施設だったなという思いがあります。

ただ、やはりいろいろな課題がある中で、一番お客さんがいるのが地下のスーパーだということも言っておりましたが、そのスーパーの中からやはり上の図書館に行ったり、公民館の中にスタジオがあったりするので、非常に市民としてはいろいろな点で利用者の利便がいいということで好評を受けているということでした。

質疑の中で、民間企業に改修させてから取得することになった経緯等については、まちづくり交付金は購入も対象になっており、民間企業が行うとスピードが速いということもあり、早くするために民間企業に主導権を移したということでした。

また、やはりここの施設の中でも、この施設があるからといって周辺地域が活性化しているかということ、活性化に寄与している点もあるが一部活性化に寄与していない点があるのかなというふうな説明があったと思います。仕組みとしてなるべく利用者には、周りの商店街の方にも例えばここの施設を利用した場合はジュースを一杯サービスするよということで、地域の周辺の方たちもここにお客が来た中でその周りの商店街、自分の飲食店の中にも来ていただくように努力をしてほしいということで、そういうふうな努力が始まっているということです。こういうことが行政におんぶにだっこということではなくて、自分たちでも頑張っていこうというふうな力になっている。大変またうちの市でもやはり中心市街地の活性化という点について、いろいろな同様の問題を抱えていると思うので、非常にためになったと思います。

委員の意見・感想等として、やはり当市では中心市街地に図書館建設を計画しているが、肝心の市街地活性化にどうつなぐのか。ただ、作ったはいいけれども、その後のことも考えていかなければならないということで先進事例、県内もあるだろうし、県外にもあるだろうし、いろいろな点の市の方でも考えていこうし、地域の方たちと一緒にいっていかねばならないかということをおっしゃっていました。以上、管外調査について説明

を終わらせていただきます。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけちょっとお伺いいたしますけれども、所管事務の調査の方ですが、職業訓練センターにつきまして調査時点で市で受けたいというような、その時点ではそういう説明があったようであります。それで結果として受けたわけなのですが、質疑の中にありますように、市が受けた、そうすると今までと同じような形で運営するというようなことになるのですが、調査時点でこの施設を受けた、そしてその後の施設の維持管理、そしてまた同じような運営をする場合の経費、そして同じような運営をする場合の体制みたいな話や質疑や説明があったのかどうかちょっとお聞きしたい。

牧野産業建設委員長 説明の方はありました。こちらの5ページにも書いてあるとおり、機構から委託を受けているケース等もありますこのページの一番下辺り、県の方から譲り受けるにあたり、県がある程度補助で面倒をみてほしいと要望をしているということで、こちらの方についてしっかりと話し合いをしているということでした。

そして運営についてもこちらの6ページの、職業訓練センターを主としても全く同じ形で運営をしていくということかという質問がありましたが、そのような考えでいる。機構の1コースがなくなるだけで実務的には通常の訓練とそう変わらないという説明がありました。

佐藤 剛君 そこまでだったらいいのですが、今の質疑はこの資料の中にあるのですけれども。ですので、その後のそうした場合の経費とか、そういう費用的なものの話が質疑や説明があったかというところ。

牧野産業建設委員長 その細かい点まではありませんでした。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。6ページの観光拠点についてお聞きをいたしますが、当初は23、24年で整備をしてということだったわけですが、1年繰り上げるということでもあります。それで、この23年度に当初の計画では各種実施設計をやって、そして整備をしていくということなのですが、今回は23年度に実施計画をやってたり整備をするということの中の、時間的な窮屈さとかそういう部分についての心配とか質疑等はなかったか、その辺をお聞きいたします。

牧野産業建設委員長 そのような質疑はありませんでした。

笠原喜一郎君 なかったということですので、6ページの質疑の中で、一番最初のこの図面を見た中で駐車場の位置だとか、あるいは観光拠点の場所がどうだとかあったわけです。私も30ページのこの図面を これはたたき台ということだそうなのであれですが、見た中で、果たしてこのことによって今泉博物館が活性化になるのかなという心配があります。ここに観光交流拠点を設置するというのは、それなりのやはり一体的なという部分があったわけですが、この図面でいくとこの交流拠点に来られた駐車場の方は、わざわざ今泉の博物館まで足を運ぶというような、そういうやはり位置配置ではないなというふうに感じているわけです。これはただ、たたき台だという話ですが、たたき台だということであれば、こういういろいろな声を。あるいはこの委員の方の人選をみますと、

本当に実際やられている方というのはここに余り入っていないわけです。そういう方々を入れて、どういうふうな形で23年度に間に合わせていくのか。その辺の説明あるいは質疑があったかをお聞きをいたします。

牧野産業建設委員長　まず、施設についての質疑というのは、やはり駐車場の位置が悪いのではないかとこの点はありませんでしたが、同時に内部の今後の要は生産者さんの、例えば生産者組織との心配をする声はありました。こういう点も踏まえてありましたが、なかなか場所によって、例えば実際問題として私が聞いている限りの話の中では、今泉博物館に余り近づけると今度は今泉博物館の概観を損ねるとか、そういうふうな問題もあつたりします。ここは設計者さんとの調整も入っていくと思うので、そういう点も踏まえて今後、調査、協議していく必要はあるのかなという思いもあります。答えにならないような点もありますが、これにてご理解ください。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議　長　休憩とします。休憩後の開会は11時15分といたします。

(午前11時00分)

議　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

議　長　社会厚生委員長・今井久美君の報告を求めます。

今井社会厚生委員長　それでは社会厚生委員会の閉会中の継続調査について報告いたします。期日は平成22年10月29日、委員の出席状況は9名全員であります。議長からも出席をいただきました。調査の内容であります。各々関係いたします執行部の出席を求め、現地調査、事務調査を行いました。調査事項であります。浦佐認定こども園について、廃棄物対策について、有害鳥獣対策について、その他といたしまして3項目について執行部から説明を受けました。

最初に浦佐認定こども園についてであります。これについては現地調査も行いました。建設現場において、教育部長、設計業者、建築業者から工事概要について説明を受け、運営概要については、福祉保健部長から資料に基づいて説明を受けました。

工事概要については今までも説明を受けましたので重複を避けましても、場所として非常にいい環境にあるなということでもあります。目の前には芝のグラウンドがありますし、プールはB&Gの幼児用プールを使用できます。また、学習発表会、入園式、卒園式等は近くの「さわらび」を使用することも可能であると。また、学童保育、病児保育を一体で行うこととし、小学校、中学校が近くにあつて連携教育も目指しているということでもあります。

運営概要でありますけれども、指定管理者の「医療法人社団 萌気会」が運営するということになっております。一時預かり事業は専用ルームで定員6人。学童保育は「大空クラブ」の内容を引き継いで運営する。浦佐小学校、藪神小学校に在籍する児童が対象であり、1年

生から3年生を優先し、定員は最大で50人程度ということであり、送迎は従来どおり市で行うという説明でありました。

質疑応答であります。記載されたとおりでありますけれども、主なものとして、民営化で賃金抑制につながらないか。長年採用すると給与が国の基準以上になる。差額分について管理者として補てんができるのかと。こういった質疑がありました。これに対しまして民間給与を抑制する考え方は持っていない。指定管理者への委託料は、国の基準に基づいた額であり、新卒採用から10年から15年をめどに設定しており、20年、25年を過ぎると国の基準では不足になってくる。萌気会はいろいろな施設があり、長く勤めていただくコンセプトで給料表を作っている。こども園が別格という扱いにはならないのではないか。こういったような答弁でありました。

また、生後2カ月から受け入れているが、首もすわらず母乳で育てている段階。保護者のことを思ってであろうが、子どものためを思うと本当に2カ月でいいのかという質疑がありました。萌気会との話の中で、民間では育児休暇がとれないので、産後休暇42日が明けた2カ月くらいから預かるべきであろうという考え方であり、医師もついており、看護も含めた保育をしていただけるというような答弁でありました。

それから学童保育の施設の新設について、また子宮頸がんワクチンの接種状況について、福祉保健部長から各々報告がありました。

2番目としてしまして廃棄物対策について。これも現地調査を行いました。榊形山最終処分場建設現場において、廃棄物対策課長から説明を受けながら、施設の視察・研修・調査を行い、廃棄物全般については課長から資料に基づいて説明を受けたものであります。

廃棄物の収集運搬体制の見直し、し尿処理業務の改善、可燃業務の委託化、廃棄物処理行政の合理化・効率化、その他の課題、榊形山最終処分場施設整備事業、ストックヤード建設これらについて資料に基づいて説明を受けました。

質疑・応答であります。下水道工事が進んでいるが、まだ汲み取りの家が多い中で、下水道工事が終わらないうちに料金が60円から85円に上がるのはどうかというような質疑であります。60円から85円は、汲取業者に市が支払う委託料であり、平成21年度は約3,400万円。平成26年度には約2,800万円まで減る。仕事は減ってくるが、簡易トイレやイベント、浄化槽の汚泥など一定部分は残る。これについては市として責任を持たなければならない。委託料を60円から85円に上げて落ち込みにブレーキをかけ、汲取料金の在り方については、下水道工事が終わった時点で考えたいと、こういったような説明でありました。

また、3魚沼地区の災害時総合協定があるが、どの程度機能しているのかという質疑がありまして、旧広域連合時代の各施設間による職員の研修会的な性格が強く、実際に中越地震の際も機能していない。無料回収など問題が発生したときの連絡ネットとして、環境・廃棄物関連の部課長レベルの連絡会議として再発足したいというようなことでもあります。

また、最終処分場やごみ焼却場は地域にとってみれば迷惑施設であり、榊形山最終処分場

については平成9年3月に基本協定締結をして埋立容認期間は15年。1号地だけで12年から13年かかっている。2号地については、平成21年3月に回答があり、竹俣区は「了承する」とあるが、小栗山区の「契約埋立期間内であれば容認する」とはどのような内容か。今、こうした部分を見つけるのは至難の業であり、地元との話し合いを密にしながら大事に使っていただきたいという質疑がありました。

竹俣区も小栗山区も同じ内容だが、当面2号地の部分だけは実施しても良いということ。地元との信頼関係が一番大事であり、対策委員会を通じながらきちんと話をして対応していきたいと、こういうようなことでありました。

3番目といたしまして、有害鳥獣対策について。これについては環境交通課と所管外ですが農林課から出席をいただいて説明を受けました。最初に環境交通課長から鳥獣の保護、有害鳥獣捕獲等について説明を受けました。

鳥獣捕獲の許可基準、「新潟県第10次鳥獣捕獲事業計画」については、ツキノワグマについて、予察捕獲は毎年10から15頭の許可を出している。平成22年度も11頭捕獲されている。農作物被害捕獲は、主に「はこわな」による23日間の捕獲許可であり、人に対する危害防止は3日間の許可しか出せない。市では主に農作物被害、人的被害を併せ持った許可として23日間の許可を出している。秋季はクマが藪に潜み、銃器の使用に危険が伴うため、農作物被害と人的被害をあわせて、「はこわな」による23日間の捕獲許可としている。

有害鳥獣特別捕獲員については、平成20年3月「南魚沼市有害鳥獣特別捕獲員条例」を制定し、猟友会の中から有害鳥獣特別捕獲員を委嘱しているということでありました。

また、農林課長から農作物被害について説明を受けました。鳥獣による農作物被害は、広域的に拡大しており、ニホンザルによる被害は、稲、豆類、果樹、イモ類を中心に拡大し、イノシシ、ハクビシン、タヌキも増加している。サルは平成20年より約100頭ぐらい増えているだろうという推測であります。

有害鳥獣捕獲については、猟友会に委託し、平成21年度からは、サルの捕獲許可件数が増加し、6月から11月は許可期間が切れることなく申請している。「新潟県第10次鳥獣保護事業計画」では、生息数の15パーセントが捕獲許可可能頭数であり、発信機によるサルの行動範囲の調査、長崎地区では試験的にウルフピーによる対策を実施しているということでありました。

質疑・応答であります。主なものといたしまして9月末現在の被害額は約2,500万円だが、対象と算出根拠はどうなのかと。また、被害に遭うから作物を作らない、作らなければ被害に遭わない。それらは勘案されていないか。耕作放棄地については農業委員の皆さんが把握していると思うが、鳥獣被害のために作れない部分も1回調査していただきたいという質疑がありました。

これに対しまして、被害額は実際に被害に遭われた方の被害報告書により算出する。提出された分のみで、耕作放棄地になった部分についてはカウントしていない。耕作放棄地については、農業委員会と相談して調査、聞き取りを進めていきたいというような答弁でありま

した。

また、全国各地で問題になっている中で、国の施策がよくわからない。追い払う、捕獲する、捕殺する、それしか手はないのか。国、県、市を挙げて根本的な解決が見込める対策を考えるべきではないか。また、自然保護団体や愛護団体の考え方はどうなのかという質疑がありました。

農林省の事業が固定化しない。平成21年度、22年度と積み上げたものをまとめたいが、平成23年度は半額になり別の事業に移行する。猟友会は高齢化が進みメンバーが激減している。捕獲や予察をお願いすることが恒常化してくると対応できない。サルもクマも生活しているので、住み分けるより方法がない。緩衝地帯をセットするなど、私たちの部分を主張することで動物たちは山に入ってもらう。草刈、監視活動、追い払いなど、彼らの行動に負けない行動をとっていく他にないというようなことと、自然保護団体については、市町村レベルには特に話はないが、保健所には相当きているというようなことでありました。

また、中之島でクマが捕殺されたが、数百メートルのところで少年野球チームが練習をしており、学校への連絡が遅く連携がとれていないのではないかと。パトロールはしているが車で巡回しているだけで、実際に隠れそうな場所に降りて見たり、探したりしているのかという質疑がありました。

今回は猟友会の方々が慣れていたので緊急の対応ができた。クマの行動は予想しづらく早いので、慣れていなければできなかった。猟友会の方々が非常にスピーディーに動いてくれたと実感している。毎日2～3箇所から目撃情報があり全てが危ない状況。藪から探すのは至難の業だというようなことでありました。

最後にその他であります。国民健康保険運営協議会の経過について、市民生活部長、市民課長から説明を受けました。

これについては幾つかの案を提示して運営協議会で検討し、国保税の取り扱いについて結論を出したいということで、幾つかの例について説明を受けたものであります。

次に城内診療所の運営方針についてということで、大和病院事務部長、城内診療所事務長から説明を受けました。平成22年度に地方公営企業法の全部適用をし、城内診療所は適用外であるが、債務等の清算めどが立たないため猶予期間1年間をおいて、病院事業会計から分離し、平成23年度から特別会計を設置して運営したいというような説明がありました。

最後に自動交付機の更新についてということで、市民課長から資料に基づいて説明を受けました。以上で社会厚生委員会の報告を終わります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

中沢俊一君 6ページの中頃に質疑の中で、可燃ごみ処理コストの汚泥の部分が2割から2割5歩コストを押し上げているというような質疑がありました。我々もこの汚泥を熔融炉でなくて別の方法でこれからは処理をするという話は聞いていますが、執行部の方からいつ頃をめどにその辺の答えが出るのかということはなかったでしょうか。

今井社会厚生委員長 そういう話は以前からも私らの委員会でも聞かせてもらいました

けれども、具体的にいつ頃というような説明はなかったように記憶しています。資料にもないと思いますけれども。

寺口友彦君 資料10ページの城内診療所についての報告の中で、質疑・応答の最初の部分ですけれども、一時借入金を返して債務の清算になると。予測としては4億円という部分ではありますが、これのちょっと詳しい説明をお願いしたい。

今井社会厚生委員長 このその他の部分につきましては、当日いろいろ説明を受けたということで、余り詳しく、皆さんの質疑を一般的に受けました。そういう段階ですのでもまだこれからだろうと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で所掌(所管)事務に関する調査の報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本会期中の請願を除く付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由の説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由の説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の請願を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由の説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成22年請願第5号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願から、日程第13、平成22年請願第12号 TPP交渉参加反対に関する請願まで、以上8件を一括議題といたします。

請願第5号及び請願第6号を総務文教委員会に、請願第7号及び請願第12号を産業建設委員会に、請願第8号、請願第9号、請願第10号及び請願第11号を社会厚生委員会に、それぞれ付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第14、第21号報告 専決処分した事件の報告について(五十沢地区統合小学校建設(建築)工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 最初に専決が議運の日前後になってしまいまして、議運で議案配付ができなかったこと、今日、当日配付になってしまいました。お詫びを申し上げます。

第21号報告についてご説明を申し上げます。本件は21年第2回臨時会におきまして同意議決を賜りました統合第2号五十沢地区統合小学校建設(建築)工事請負契約の変更につきまして、市長の専決事項として第3項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。3ページに専決処分がありますのでご覧をいただきたいと思います。

請負金額を728万5,950円増額させていただきまして、請負契約金額を6億8,247万4,800円とさせていただいたものでございます。平成22年11月30日、専決処分をさせていただきました。5ページに建設工事変更契約書の写しが添付されておりますが、相手方は6ページになりますが、伊米ヶ崎・島田・山崎特定共同企業体でございます。

工事概要について若干ご説明を申し上げます。9ページをご覧いただきたいと思っております。下段の3の変更理由にありますが、特別支援学級の設置が必要になったことから、多目的室の内装、家具工事を変更、追加し特別支援教室に変更させていただく。それから安全確保のため、階段踊場と廊下の吹抜けに面するところに手すり、のぼり防止用のルーバー（格子）を設置させていただく。玄関の鍵を電子鍵にする。それから渡り廊下のポーチ部分にエコ平板を設置させていただくというものでございます。

上段の2にはそれぞれ変更にかかる内容、金額が記載されておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

11ページからはそれぞれ関係の変更図面がちょっと色がついていなくて恐縮ですが、枠で囲ってございますのでご覧をいただきたいというふうに存じます。以上で説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけお聞きをしたいのですけれども、やっていく分にはいろいろ変更もあるので、変更はあり得ることだと思っておりますけれども。前々から変更の中で出てくるのですが、特別支援学級の配置が必要になったということなのです。特別支援教育が始まってもう何年か経ちまして、各学校では多分校内委員会みたいなのでそういう特別支援教育は把握しながら進めているというふうに思うのです。けれども、ここにきて何で特別支援学級の設置が必要になったということになるのか、なったのか。その辺だけちょっとお聞きをしたい。

教 育 長 ご指摘のように特別支援学級の設置というか運営についてはそうやっていますが、毎年度、新たに就学してくる子どもたちについては、就学指導委員会というふうないろいろの各専門家も交えて会議をしております。そして最終的には保護者からうちの子は特別支援学級に入れたいという意思表示をいただいて、そして特別支援学級の設置を県教委に対して要望してくると。そして新年度においてその学級が設置されると。こういう運びになります。

この統合五十沢小学校の前身、五十沢小学校、西五十沢小学校につきましては、計画の段階では特別支援学級がなかったわけでありまして。そしてその後、今現在、私どもの事務局に特別支援教育の担当の指導主事を配置しまして、各保育園段階から保護者との面談、相談を進めてまいりまして、今回来春2学級が必要だということが確定しました。それにあわせて教室の仕様を変更いたしました。したがってこういう時期になってきたということでありまして。

中沢俊一君 エコ平板についてお伺いしますが、障がい者の自立支援という意味からも

公共事業に対してどういう意味か知りませんが2パーセントというような目安の数字も前に示されました、と記憶しております。もっと早くこういうものは率先していろいろな公共建築の中には組み込むべき例ではないでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

市長 エコ平板につきましては、前々から私が申し上げているとおりで、理想とすればその公共事業費の2パーセントをとすることは申し上げてきましたが、ただ、実際にそれが必要であるか否かという部分もあるわけであります。基本的にはやはり学校であり、あるいは保育園であり、例えば公共の建物施設であり、そういう部分にエコ平板は導入していくという基本的な考え方は持っております。

もっと早くというのは、もう早くからいろいろやっていますけれども、この学校のことですか。今、変更であがってきたというそういう部分ですか。そのことであつたら教育委員会の方で。基本的には公共事業の中で使える部分を増やしながら使っていくということは基本的に今までもやってきました。

教育部長 エコ平板については、先ほど市長が言われましたように、公共、学校施設で十分に採用したいということなのですが、設計段階から学校とも協議したのですけれども、現地を見て確認しながら設置する場所を決めたいという意味確認がありました。この部分についてはより有効にということで現地を確認して、その時点で変更を持ってきました。以上です。

樋口和人君 特別支援学級ですね、増やさなければならなくなったということですが、そうしますと当初あつたいわゆる多目的教室ですか、これは広く今までの児童のために使うという目的があつて多目的教室ということであつたと思うのです。けれども、これを例えば今の特別支援学級に変更することによって、当初の多目的教室ということの目的が達成させられるのか、その辺のところのお考えをお聞かせ願います。

教育部長 多目的教室の考え方については、今ほどの子どもたちが柔軟にという部分と、これからの特別支援だとか35人学級だとかいろいろの学級数の余力を持って考えた部分があります。それで今ほどの多目的教室の部分については、体育館を当初、作らないだとかいろいろ考えていたのですが、かなり現小学校と同じ大きさにも作りまし、渡り廊下で接続する中学校の部分に普通教室が少人数学級に使うという余力のある教室があります。その辺も含めて十分に対応していけるというふうに判断しております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

以上で専決処分した事件の報告について(五十沢地区統合小学校建設(建築)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第15、第22号報告 専決処分した事件の報告について(南魚沼市消防庁舎建設(建築)工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 本件につきましても当日配付になってしまいまして、まことに申しわけあり

ませんでした。

本件は平成22年6月定例会におきまして同意議決を賜りました、南魚沼市消防庁舎建設（建築）工事請負契約の変更につきまして、市長の先決事項の指定第3項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。

3ページに専決処分書がございますのでご覧をいただきたいと思います。請負金額を679万7,700円増額させていただきました。請負契約金額を5億6,644万7,700円とさせていただいたものでありまして、平成22年12月1日、専決処分をさせていただいたものでございます。5ページに資料で変更契約書の写しが添付されておりますのでご覧をいただきたいと思います。

相手方は6ページになりますが、高橋・島田・森下特定共同企業体でございます。

工事変更概要について若干ご説明を申し上げます。9ページをご覧ください。下段、3の変更理由にございますが、では地下水位が高いことから、外部に排水ピットを追加するというもの。では暖房用燃料タンクを地上式の830リットルで計画をしておりましたが、5キロリットルの地下タンクに変更するもの。では既存のヒューム管との接続から、180、200のU字溝から300の可変勾配側溝に変更するというものでございます。上の2にはそれぞれ変更にかかる金額が記載をしておりますし、11ページから関係図面がございます。11ページをちょっとご覧いただきますと、左の下の方に一点鎖線と申しますか、敷地のところに斜線が90度になってありますが、これが可変勾配の部分。それからそのちょっと上のところに灯油タンクと書いてございますし、それからもう一つがその上に地下排水ピットというふうに記載をしておりますので、この部分だということでご承知を願いたいと思います。裏の方には詳細図が載っております。以上で説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

寺口友彦君 総文の資料の中にも若干載っておりますが、今回は灯油タンク830リットルから地下タンクが5キロと。総文の資料の中にもありましたけれども、非常用自家発電機の移設から新設へというものでありますけれども、素人が考える分についてはあれだけの建物を造るについてこういうようなのが、設計が通ったということ自体がちょっと問題ではなかったのかなというふうに思います。

830リットルのタンクということは、家庭用の二つ分ぐらいしかないですね。そういうので本当に間に合うのかどうかというところは、現場とすればそれはだめだろうというような話が多分あったと思うのです。自家発電機についても耐用年数が過ぎているだとか、移設しても3年後でもう終わってしまうのだというような部分。エンジン部分についてはアメリカ製を輸入して取り付けていたと、こういう部分についても財産管理という面で非常にちょっと問題があったのではないかと思います。それについての管理者のお考えをお伺いします。

消 防 長 まず灯油タンクの方でございますが、830リットル、いわゆる少量危険物2台分。今の庁舎は地下タンクを有しています。しかし、中身は軽油であります。そして大元でボイラーで一度に、あるいは冷却の場合は一度に全部冷やす式であります。新しい冷

暖房装置はそれぞれ機械を置きまして、その部屋を使うときだけコントロールして使うために、何とかして少ない予算でやりくりできるのかなということで、設計士の方と協議をしてこれならいけるのかなという思いで。

もう一つは工事費をやはり余り高くしない庁舎建設にしたいという、これは一つの一番の要因でありました。しかし、よくよく考えてみれば車庫に5台、あるいは事務室に数台というようなことで全部で11台暖房機があります。これを極の寒いとき一度に使うと、何せ二日に一度ぐらいずつローリーで給油。そんなことで改めて見直してみたら、やはり地下タンクを作るべきだろうということの判断にさせていただいたところであります。

それともう一つ自家発であります。当初、新潟鉄鋼という業者がりましたが、あそこの製品を入れました。中までは見なかったのですが、中の原動機がアメリカ製であったというようなこと。これがこのたび、大変申し訳ないのですが判明をいたしました。しかしながら耐用年数ももう少しでまた迫ってくると。今、仮にここへ移設をしても、やはり修理の部材がないと、あるいはアメリカ製だというようなこと等々を見れば、やはり今のせた架台等々もまた屋上にあるわけですが、それを入れ替えるためにまた変更ということになると、また余計なお金を投資するのかなというそんなことが改めて浮上しました。このたび新しい自家発にさせていただくというようなことであります。以上でございます。よろしく願いいたします。

寺口友彦君 実情に合わせて、実際運用していくについて必要だという部分での変更というのはわかりますけれども、直もう完成、躯体はもう完成ですよね。これから躯体を直すということはもう不可能に近いわけです。構造体 類というがちがちしたものですから、絶対直せない。そういうのもあってですので、やはり設計段階で果たしてそういう設計の出し方がよかったのかという部分が私はあるのです。そういう設計の出し方でよかったのかなという部分が、それについての消防長のお考えをお伺いしたい。

消 防 長 私どもの庁舎建設 早い頃この議場の中でお話させていただきましたが、職員の手で、消防職員の手で庁舎建設というのは初めてであります。今まで広域の一部事務組合の庁舎でありましたから、事務方の方の庁舎建設、そこに消防が庁舎として使っていたというようなことであります。このたびは全部新築だということが決まり、職員の中にプロジェクトチームを立ち上げて、私どもの方で持っているだけのノウハウを全部そこへ投入して、あるいは視察もさせていただきましたがいろいろな手でしまして、なるべく安くいい庁舎にしたいということがメインでありました。

そして私どもはその設計上の立場からくるともちろん素人であります。これでいいのかどうだかという判断は、最終的にまた設計士さんの方から図面を見ていただいて、そんな中でこれでいけるという判断をいただいたものですから、今までこう動いてきたと。しかし、ここへきてこういう問題が直に迫ってくると、私どもの方の意見も入れさせていただいたというのが実情であります。以上でございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 以上で専決処分した事件の報告について(南魚沼市消防庁舎建設(建築)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議 長 昼食のため、休憩とします。午後の開会は1時10分とします。

(午前11時55分)

議 長(阿部久夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、若井達男君から葬儀のため午後欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午後1時10分)

議 長 それでは日程第16、第89号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案についての提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第89号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

廃棄物処理業務につきましては、平成18年4月に広域連合から引継ぎを受けまして5年目となりました。この間サービスの向上とごみの減量化を目指しまして検討してきたところでございます。このたび、粗大ごみの収集体制の改正、廃棄物減量化等推進審議会の設置、それから直接搬入する場合の手数料の見直しなどを行うものでございます。5ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第5条につきましては字句の修正となっております。それから第5条第5項のところでございますが、現在、粗大ごみにつきましては職員が直接自宅に出向いて収集しておりますが、これを業者に委託することとしまして、それに伴って処理券を新設するというふうなことでございます。第6項につきましては番号の繰り下がりというふうなことでございます。それから第18条でございますが、これも字句の修正でございます。

第19条の関係ですが6ページの方をお願いいたします。現行の第1項第3号の収集運搬手数料、不燃性の粗大ごみにつきましては先ほどの収集予約制に変更するために削除するというふうな内容でございます。第2項につきましては不燃性粗大ごみの別表が削除になることに伴って表の番号が繰り上がるというふうなものでございます。第3項につきましては字句の修正でございます。第20条第2項でございますが別表の番号の繰り上がりでございます。第3項につきましては字句の修正でございます。第22条第2項につきましては別表の番号の繰り上がりということでございます。第23条第1項でございますが、これは法律の対象項番を変更するというふうなことでございます。第2項につきましては字句の修正となっております。

第25条の見出しの改正を行います。7ページをお願いしたいと思います。第25条の第1項でございますが、許可証の再交付の項目を追加する。それから別表の番号の繰り上がりというふうなことでございます。

第28条でございますが、ここで環境保全指導員を今設置しておりますが、これを廃止しまして廃棄物減量化等推進審議会、これを新設したいものでございます。ここで廃棄物の排出抑制だとか分別収集の徹底、資源ごみの再生など一般廃棄物の処理全般についてより具体的に審議をしていただき、市民全体の取り組みにつなげたいというふうなことで考えておるところでございます。委員につきましては15名以内ということで市民だとか廃棄物処理業者、事業者、学識経験者などから市長が委嘱するというふうな予定をしております。

下の別表第1、19条関係でございますが、表全体の構成を変更しているというふうなことでございますし、第1項の家庭系の廃棄物及び2項の事業系廃棄物についてでございますが、8ページの方を見ていただきたいと思います。この8ページの上のところに容器包装ごみ、指定袋で回収するということが追加になっております。それから指定袋の単価500円、600円、1枚につき225円とか30円とかということでございますが、これにつきましては不燃ごみの指定袋と同じ額にしております。今ペットボトルの方を不燃ごみの袋に入れていただいているということで、それと同じ金額にしたいという考え方でございます。

それから家庭系の不燃ごみの自己搬入でございますが、右側の表の3分の1くらいのところで100キログラムごとに400円という表示になっておりますが、100キロ単位で持ってくる方はなかなかいないということで、ここをもう少し少ない単位でもらいたいという要望が前々からありました。そういう少量の持ち込みが多いということを考えて、左側の方の上から3段目でございますけれども、10キログラムごとに50円ということで改正することによって利用者の皆さんから利用しやすい体系にしたいというふうな考え方でございます。

それから事業系の不燃ごみの自己搬入につきましても、右側の表の一番下のところに100キログラム400円と書いてありますが、これも左側の改正後のページ8と書いてあるその隣のところに10キログラムごとに75円となっておりますけれども、同じような形で100キロ単位を10キロ単位にしたいという考え方でございます。これによりまして、直接搬入の場合は可燃ごみ不燃ごみそれから容器包装ごみの料金が統一されるということになります。第3項の粗大ごみの関係につきましては収集予約というふうなことで設置しますので、それと直接搬入を区分したというふうなことになっております。

9ページの方を見ていただきたいと思います。一般廃棄物、この右側の表の一番上の行でございますけれども、一般廃棄物（農業集落排水汚泥）が載っておりますが、これは該当がございませんので削除するというところでございます。10ページをお願いいたします。右側、現行の別表第2、19条関係の収集運搬手数料につきましては、先ほど話しました収集予約と直接搬入に変更したためにこれは削除というふうなことになります。それから右側の現行別表第4、第20条関係につきましては、これは産業廃棄物処理の経費でございますけれども、今までその種別によって設定しておりましたが、左側改正後につきましては種別に関係なく10キログラムごとの料金に改正したいというものでございます。

それから11ページの方をご覧いただきたいと思います。右側の現行第5表、22条関係では事業系生活雑排水汚泥（管外）というのが一番右側の下のところにありますけれども、これは過去に魚沼市の方から搬入があったということで規定していましたが、現在それがなくなりまして削除したいというものでございます。

それから12ページをお願いいたします。右側の現行別表第6、25条関係でございますが、先ほど申しました許可申請手数料に左側の変更後は括弧をして更新の許可を含むということで更新許可を追加してありますし、それからその左側の一番下のところについては再交付の手数を追加するというふうなことでございます。

13ページの方は附則の第3項というふうなことで、ここで南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例も一括改正したいということでございます。この右側の現行の方で環境保全指導員、これは表が抜き出しになっておりまして月額ですとちょんちょんこういうふうになっておりますけれども、この略から下は日額でございますのでそのように見ていただきたいと思います。環境保全指導員、日額9,600円を改正案左側でございますが、廃棄物減量化等推進審議会委員、日額9,600円。同じ額でございますが、そういった形で改正したいというふうなことでございます。

4ページに戻っていただきたいと思います。こちらの附則でございますが、施行期日につきましては平成23年の4月1日から施行するというふうなことでございますし、第2項では経過措置、それから第3項では先ほど説明しました特別職の給与等に際する条例の改正ということで規定しております。以上で第89号議案の説明を終了いたします。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

樋口和人君 1点お聞かせ願いたいのですが、28条ですね、ページで言うと7ページです。環境保全指導員とそれから長いですが推進審議会委員ということになりますが、やはり指導員と審議会の委員というのは、いわゆる性格として随分違うと思うのです。私の認識だとこの環境保全指導員という方々は結構現場を回っていただいたりして、不法投棄だとか何かを見つけたりした場合にいろいろ指導していただいたり、当局の方へ通知をしたりということをしていただいていたような気がするのですが、それとまたこの審議会の委員さんというのはまたちょっと別の性格だと思うのです。その辺、やはり私はこの保全指導員という方もまだまだ必要なのではないかとこのように考えますが、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

市民生活部長 議員おっしゃられるとおり、保全指導員につきましては、ポイ捨てだとか不法投棄だとかの巡視等をやっているわけですが、この課題がなくなったわけではございません。その内容が今、大分複雑になってきておりまして、そういった方が、直接現場で対応していくというふうなことが困難な状況になっております。情報をいただければ私も担当の方で直接現場の方に行き、保健所等々と連携をしながら対応をするというふうな現状になっておりますので、区長さん等を通じながらそういった情報収集には努めま

す。そういった保全委員としてのこの規定は削除して、機能的には市民からの情報収集という形で整えていきたいということでございます。あと、審議会の方はこの事業全般について減量化も大きな課題になっておりますし、リサイクル等も課題になっておりますので、そういった仕組みをどうすれば市民に徹底、また実効性のあるものにできるかというふうなことを問いかけたいと思っております。かなりそのごみ行政が複雑になっているのに対応したいという考え方でございます。

樋口和人君 大変わかりました。やはり今言ったようにごみ行政全般は非常に複雑でしょうし、大変な業務だと思っております。そのポイ捨てですとか何かにつきましては、やはり市民のモラルとかそういったことも絡んでくるのだと思います。そういった非常に大変な作業だと思いますが、ぜひまたこの審議会を通して今後どういう方向に進めていくのか、その辺の方向性をいいあंबいにしていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

岩野 松君 6ページの収集運搬手数料が今度は業者に委託するというのだそうですけれども、その委託した場合の手数料というのは変わらないと考えていいのでしょうか、どうでしょうか。どういうふうになるのか。

市民生活部長 9ページをご覧くださいと思います。こちら右側の方が現行になっておりますが、粗大ごみについては例えばマットレスとかだと2,000円ということに今はなっております。これに、現状では連絡をもらって職員が伺うということで、これに先ほどの収集運搬の費用を2,000円くらいですが追加して徴収しているという形になっておりますので、1件にしますと3,000円とか4,000円かかってしまうという状況でございます。

改正後につきましてはこちらの8ページでございますけれども、粗大ごみの処理券を出させていただきますので、この大物・中物・小物というふうなことで、これは具体的にはこういう一覧表を作って皆さんの方にお示ししたいと思っておりますけれども、マットレスなんかであります。と大物の方にランク付けされると思うのですが、そうすると手数料自体が2,000円ということでこれは運搬費用も含まれますので、今まで倍近くかかっていたのが安くなるというふうなことです。値下げしてどうなのだからということなのですが、年間15件とか20件とかとそういう単位ですし、利用する方は高齢者というふうなことで、今後の社会情勢を考えながら簡単な料金体系、また無理のない負担にしたというふうな考え方でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第89号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第89号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第90号議案 南魚沼市環境衛生センター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 第90号議案 南魚沼市環境衛生センター条例の一部改正につきまして提案理由のご説明を申し上げます。現状条例ではごみ処理施設と最終処分場が一括環境衛生センターの施設というふうなことでなっておりますけれども、環境衛生センターの施設としては可燃ごみ・し尿・生活雑排水汚泥・浄化槽汚泥、それと不燃ごみ、これを処理する施設というふうなことでとらえまして、最終処分場につきましてはその他の処理施設ということで分類をしたいという考え方でございます。

3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。そういうことで環境衛生センターと、その他につきましてはその他の処理施設というふうなことで区分するというございます。まず条例の名称を南魚沼市環境衛生センター条例から南魚沼市廃棄物処理施設条例というふうに変更したいということでございます。

第1条では南魚沼市環境衛生センターを廃棄物処理施設に改めるということでございます。第2条につきましては字句の修正と表の改正でございます。4ページを開いていただきまして、第1号で南魚沼市環境衛生センターとして可燃ごみそれからし尿・生活雑排水・浄化槽それから不燃ごみ処理というふうなことで区分する。

それから第2号の方でその他の処理施設ということで新堀新田それから清水・宮・榊形山それぞれの最終処分場を4カ所計上するというふうな考え方でございます。現行の条例の方では新堀新田の最終処分場と清水の最終処分場が計上されておりましたが、ここで統一的に計上をして指定をしておくというふうなことで追加をさせていただいております。

戻っていただきまして2ページでございますが、この条例につきましては交付の日から施行するというございます。以上で第90号議案の説明を終了いたします。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第90号議案 南魚沼市環境衛生センター条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第90号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第91号議案 南魚沼市受益者負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第91号議案 南魚沼市受益者負担金の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。平成22年度より県が行いました主な道路関係の建設事業にかかる市町村負担金を原則廃止するということとなりました。市としましても地域の皆さんの負担軽減を行うべく、県内の市町村等の実態調査、また県営負担金等の歳出・歳入等を検討しまして以下のとおり一部改正を提案するものでございます。

それでは3ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。まず最初の第2条第3号でございますが、現行の工事と事業名が統一されていないということで整理をするもので、建設工事を市道整備維持事業というふうにするものでございます。また、交通量も多く集落間等を結ぶ一、二級の幹線市道につきましては、負担対象事業から除くものでございます。

次の第3条関係でございますが、治山・林道事業、土地改良事業につきましては農林課関係ですけれども、私の方で説明させていただきます。まず治山・林道事業及び土地改良事業につきましては近隣市では改正する動きがなく、また、農林関係では特定の受益者でかつ個人財産に関連するものということから、負担率は変更しないものとしまして、治山・林道の事業の舗装工事及び改良工事の50万円以下の小規模工事について事務の効率化とか負担軽減のために徴収をしないものとするものでございます。

次の4ページをお願いしたいと思います。次から建設関係でございます。まず事業名を現行の建設工事から市道整備維持事業にしまして、市道新設改良及び橋りょう事業を市道新設改良工事及び橋りょう工事に改正するものでございます。

次に現行の市道舗装新設事業を市道舗装新設工事に、また、負担率を市道改良工事に合わせまして5パーセント以内を3パーセント以内に改めるものでございます。

次の市道消雪施設新設及び改良事業を市道消雪施設新設工事及び改築工事に改めまして、事業費の10パーセント以内を5パーセント以内に、ただし公共事業は5パーセント以内を2.5パーセント以内に改めるものでございます。

続きまして市道消雪施設修繕事業でございます。これを市道消雪施設修繕工事に改めまして、事業費の10パーセント以内を5パーセント以内としまして、ただし書の事業費30万円以下の場合をそれを100万円以下の場合に徴しないとして改正するものでございます。

次の市道消雪電力料でございます。電気料金の30パーセント以内を20パーセント以内に改正するものでございます。

また、次の道路修繕事業、これにつきましては小規模工事がほとんどでございますので、

負担金の徴収を廃止をするというものでございます。

議案の2ページでございますが、附則でございまして平成23年4月1日から施行するというものでございます。以上説明を終わりますがご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 ちょっと細かいことで恐縮なのですが、4ページの語句のことです。新旧の真ん中の欄で事業が工事に変わっていますが、工事ということでそろえたのでしょうか、厳密に言うと事業と工事はちょっと違うような気もするのですが、この範囲も変わっているのかということだけちょっとお願いします。

建設部長 先ほど申し上げましたように、事業と工事がばらばらで統一していなかったということございまして、その事業を統一させていただきましたが、基本的には全部変わっていないということでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第91号議案 南魚沼市受益者負担に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第91号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第92号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長 それでは第92号議案であります、南魚沼市火災予防条例の一部改正について提案理由を説明させていただきます。いわゆる住宅用火災警報器のこの法律の絡みでございます。このたび総務省令の一部改正がありまして、そして国で示された条例の準則が変わりましたので、当南魚沼市の火災予防条例の一部を改正するものであります。

この改正の背景には近年共同住宅の一部を利用してグループホーム等いわゆる福祉施設を開設する例が全国的に増加してきております。まだうちの管内にはこういう施設はございませんが、なかなか福祉施設の絡みで共同住宅の一部を使うというようなことから、この改正の経過が入ってきております。

本文の方でございますが、29条の5に次の1号を加えるということでありまして。1から5号までは全て免除規定であります。いわゆる住宅には火災警報器、ここには住宅用防災警

報器という言葉で条例であがっていますが、その中には製品としては住宅用火災警報器でありますけれどもその関係を設置しなさいと、こういうふうに消防法あるいは火災予防条例で規制をしております。

その中でこのたびの29条の5では1号から5号までは免除規定が示されておりました。その第1号には仮にはスプリンクラーがついていた場合は住宅用火災警報器はいりませんよ、2号には自動火災報知設備がついていればこれも住宅火災警報器もいらない。同じく3号・4号・5号までがそれぞれスプリンクラー、自動火災報知機と同等のこの設備でございます。

その部分にこのたび、本文であります。複合型居住施設用自動火災報知設備をこの複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の技術上の基準にしたがい、あるいは基準の例により設置したときは、住宅火災警報器はいりませんということでございます。

ちょっと長々しいあれですが、複合型居住施設用自動火災報知設備というのは、いわゆる共同住宅、あるいは個人の住宅の集合体に設けられるこの消防用設備等でありまして、自動火災報知設備、あるいは非常放送・消火栓ポンプ、あるいは排煙設備、それから警備保障会社への通報装置などがいっしょくたに組み込まれているこの複合型居住施設用自動火災報知設備であります。これがつけば住宅の警報器はいらないというこの規定が新たに加わったものでございます。

次のページの新旧ですが、新たに6号が追加されたものでございますので、新旧の方はそういう表でございます。改正理由は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第92号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第92号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第93号議案 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第93号議案 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算第6号について提案理由を申し上げます。所信表明でも申し上げましたように個別事業の全容は把握できておりませんが、国の緊急経済対策に向けた補正予算に伴い採択が見込まれますヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種事業5,280万円、地方道路交付金事業1億7,628万円、六日町中学校耐震補強工事2億6,639万円及び塩沢小学校大規模改造工事2億1,356万円をそれぞれ歳出に計上させていただきました。

その他の補正項目として地デジ対応のための辺地共聴施設整備事業費2,462万円、4月からの学童保育の開始に向けた2カ所の施設整備事業費2,028万円、上水道高料金対策補助金の基準額の引き下げによる繰出金の増分3,409万円、事業費の増加による常設保育園保育費5,764万円、生活保護費1億137万円等を増額し、人事院勧告、人事異動に伴う職員費の減額分1億1,607万円を計上いたしました。

歳入にはそれぞれ事業に伴う補助金等を計上するとともに、国の補正によって再算定が見込まれる普通交付税増分が1億1,600万円及び市債3億6,590万円をあて、残余の額は予備費に計上いたしました。

以上により歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億5,215万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ325億3,253万9,000円としたいものであります。なお国の補正による「きめ細かな交付金」、「住民生活に光をそそぐ交付金」につきましては、当市分の試算額がきめ細かな方では1億4,525万3,000円、光をそそぐ交付金の方では2,732万2,000円と示されておりますけれども、詳細が明らかになっておりませんので、今後の対応といたしました。詳しくは総務部長に説明させますのでよろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 それでは第93号議案の10ページ、11ページをお開き願います。2の歳入、事項別明細書からご説明を申し上げます。9款1項1目地方交付税では単位費用の改定による増が見込まれますので、ここで1億1,600万円の計上でございます。11款1項2目土木費分担金では国の経済対策の追加により道路橋りょう費分担金に425万円、2項負担金1目民生費負担金では2節児童福祉費負担金、保育園入園費負担金で所得減による階層の移動により514万円ほどの減額であります。13款国庫支出金の1項1目民生費国庫負担金では説明欄2行目、生活保護費負担金で被保護者の増により7,600万円ほど、その下の障害者自立支援給付費国庫負担金で介護給付費の増により2,935万円ほどの増額計上でございます。

次の12ページ、13ページをお願いいたします。2項国庫補助金では1目の総務費の部分では地デジの関係の補助メニューの変更により組み替えております。2目民生費では次世代育成支援対策交付金として地域子育て支援拠点事業、センター型、ひろば型、一時預かり型などがある部分でございますが、県補助金からの移行でここで計上でございます。3行下の地域介護・福祉空間整備等施設設備交付金ではグループホームのスプリンクラーの設置にかかる補助でございます。3目衛生費では環境衛生センターのストックヤードの補助確定に

よる減額計上でございます。4目土木費では国の経済対策の追加による計上、3節の住宅費では今年度実施いたしました住宅リフォーム改修事業及び木造住宅診断事業などの実績見込みによるものでございます。6目教育費では国の経済対策を受けて塩沢小学校の大規模改修事業及び六日町中学校の地震補強事業の補助でございます。

3項委託金では国道歩道除雪委託金の減額であります、一村尾の一部を国が実施ということで減額でございます。

14款県支出金1項1目民生費県負担金では、1節の社会福祉費の部分は特別会計繰出の県負担分が主でございます。2節の児童福祉費ではわかば保育園入園増による負担金の増額でございます。

14、15ページをお願いいたします。2項県補助金の2目民生費では、1節の社会福祉費ではそれぞれ実績見込みによるものがございますし、2節児童福祉費の部分では先ほど国庫支出金のところで申し上げましたが、次世代育成支援交付金への移行による組み替え減額が主でございます。下から2行目安心こども基金事業県補助金658万円ほどは、大崎の放課後児童クラブ設置工事に、その下の特別保育事業県補助金980万円は延長保育促進事業として私立保育園3園への補助でございます。3目衛生費では髄膜炎と肺炎球菌感染症の予防のためのワクチン接種にかかる県の補助金2,640万円の計上でございます。7目につきましては実績見込みによる減額計上でございます。

3項5目土木費委託金では、決算見込みによる河川除草費252万円の減、県営住宅の結露防止事業の県負担の部分でございます。

16款寄附金でございますが、1目一般寄附金として合計45万円。次のページ16ページ、17ページでございますが、2節ふるさと納税寄附金として18万円、指定寄附金として16万円、それぞれ記載の方々からご厚志をちょうだいしたものでございます。

19款4項6目、広域行政受託事業収入では、湯沢さんから受託をしている事業の実績による21年度精算にかかる増減の計上でございます。5項3目雑入では1節の総務分で地デジ対策の補助金を、8節の消防の部分では消防器具庫等の移転補償費、9節では大崎小学校の物件補償費をそれぞれ計上させていただいております。

18、19ページをお願いいたします。20款市債であります、それぞれ今回補正にかかる事業に対する所要のまちづくり建設事業債を3億6,590万円とさせていただくものでございます。以上が歳入の部分でございます。

20、21ページをお願いいたします。事項別明細書3歳出をご説明申し上げます。2款総務費1項1目説明欄丸の行政共通経費50万円は切手、図書追録の不足の部分でございますし、職員費は人勤による改定の影響部分の減額でございます。3目では辺地共聴施設整備事業費2,462万円ほどが地上デジタル化改修工事補助金として上野共聴組合他9組合の改修の部分でございます。4目車両管理一般経費350万円は公用車整備料の不足に伴う計上でございます。6目の財産管理費では庁舎管理費でテレビ受信料の割引による減額。JAビルの管理負担金の不用額の減額でございます。7目企画費では財源更正でございます。

2項1目の賦課徴収費では賦課徴収管理費として298万円ほどの減額であります。法人市民税の部分を1,000万円減額しております。ここでは乗用田植機の課税誤りがありまして、わかる範囲はお返しをさせていただくということから、平成17年以前の部分を補てん金として452万円ほど、それ以後の部分を還付金及び還付加算金として248万円ほど計上させていただいたものでございます。

22、23ページをお願いいたします。4項選挙費にかかる部分でございますが、この国会で地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が成立をいたしまして、統一地方選が来年4月10日に執行されることとなりましたので、準備作業の日程から組み替えをさせていただくものでございます。

3款民生費1項1目、説明欄の丸の国民健康保険対策費3,418万円ほどは人勸、人事異動を含めての特別会計繰出でございます。2目心身障害福祉費では2つ目の丸自立支援事業費5,901万円ほどは、トイレ便器の取替え工事96万円ほどを施設改修工事費128万円と組み替えまして、上田農村環境改善センターに障がい者トイレを改修するものでございますし、大きくは低所得者の負担無料化と就労継続A型事業所の開始によるもので、介護給付費の補正5,870万円でございます。

24、25ページをお願いいたします。丸の高齢者能力活用事業174万円ほどの減は、シルバー人材センターの運営補助の交付決定による減額でございます。次の丸介護保険対策費は人勸、人事異動の他、認定増による事務費などの調整の上特別会計繰出減額とするものでございます。次の丸介護基盤緊急整備等事業費220万円ほどはグループホーム越南へのスプリンクラーの整備補助でございます。次の丸後期高齢者医療対策費は人勸等による特別会計繰出金の減額計上でございます。4目包括支援事業では増額が見込まれることから148万円ほどの追加計上でございます。9目老人ホーム魚沼荘管理運営費であります。湯沢さんとの精算による財源更正でございます。

2項児童福祉費1目子育て支援費では、学童保育対策事業費として2,028万円ほど、石打につきましては体育館のギャラリー部分に、大崎につきましては体育館ピロティ部分に施設整備の費用計上でございます。

26、27ページをお願いいたします。4目児童福祉施設費では丸の常設保育園管理運営費143万円ほどですが、中ほど備品購入として除雪機の購入100万円を、次の丸常設保育園保育費では途中入園加配などにより臨時保育士の賃金を決算見込みで5,257万円ほど、次の公設民営保育園委託事業費では一時預かりの基本額の増分の計上でございます。私立保育園委託事業費では、ゼロ歳児入園増に関わるわかば保育園に委託料として398万円、国県の基本額増により延長保育促進事業等補助として420万円ほどの補正でございます。認可外保育施設補助事業につきましても、国県の基本額の増による部分の補正でございます。

3項1目生活保護費では生活保護一般経費で生活保護システム整備委託料の受け差分213万円ほどの減額が大きな部分でございます。2目生活保護扶助費では平成21年10月末、119人93世帯であった被保護世帯が、本年10月末で172人135世帯に増えたこと

による補正計上でございます。

28、29ページをお願いいたします。4款衛生費1項3目予防費では、予防対策事業費5,280万円ほどの補正でございますが、ヒブ、肺炎球菌ワクチンのワクチン代と接種委託料でございます。4目医療等対策費休日救急診療所費として年末年始の開業医さんによる在宅輪番制の委託料を補正させていただくものでございます。

4款2項環境衛生費につきましては湯沢さんとの受託事務に伴う財源更正でございます。

3項3目のし尿塵芥処理施設費ではストックヤード建設にかかる地盤改良等が必要だということで300万円の計上でございます。

4項1目上水道費は資本単価変更に伴う差額分のルール繰出し3,409万円ほどでございます。

30、31ページをお願いいたします。6款1項2目農業振興費の部分では実績による減額でございますし、4目農地費では人勤、人事異動等による下水道への繰出しでございます。

2項1目林業振興費では木質バイオマス利活用推進委員会の発展的解消により負担金の減額でございます。

7款1項2目観光振興費149万円ほどの減額であります。相撲巡業の補助の部分でありまして、精算結果で不用となったものでございます。

8款2項3目は財源更正でありますし、4目道路橋りょう新設改良費では国の追加経済対策を受けまして、丸の地方道路交付金事業4,029万円ほどを予定しておりますところでございます。

次の32、33ページをお願いいたします。丸の地方道路交付金事業費（雪寒）につきましても同じく追加対策として消パイなどの整備を予定しているところでございます。

3項1目河川総務費では決算見込みにより1級河川の草刈委託料253万円ほど減額をさせていただくものでございます。

4項2目都市計画事業の地方特定道路整備事業費につきましては上村上野線の契約完了に伴う所要の減額補正でございます。4目の公園費では塩沢交流広場の消パイ、照明等の修繕料でございます。

5項1目の住環境整備費では県営余川3号棟の結露修繕にかかるものが62万円ほど。次の34、35ページで市営住宅の共用階段の手すり設置が6棟で120万円の計上でございます。以下、市有住宅管理費から丸四つは実績見込みにより計上としたものでございます。

9款1項1目、2目につきましては、湯沢さんとの受託事務の精算による財源更正でございます。3目防災費では防災広場整備費としてJA農業倉庫の除却費の不足部分を補正させていただくものでございますし、補助・負担金の部分では県の防災ヘリの人件費負担増によるものでございます。

10款1目教育委員会費では浦佐幼稚園の閉校記念事業補助金に10万円を。36、37ページをお願いします。2項小学校教育運営費では、小学校管理費一般経費として赤石小、大巻小の井戸洗浄、北辰小の配水管修繕等に276万円を、対象者が増えた要保護・準要保

護児童援助事業費に234万円の補正でございます。2目の小学校整備費では、追加経済対策を受けて塩沢小学校の大規模改造工事にかかる費用の計上2億1,356万円ほどでございます。

3項1目中学校教育運営費では一般経費で暖房器具等の修繕を、就学援助費の増の計上。備品の購入として塩沢中への拡大鏡の更新のためそれぞれ補正でございます。2目の中学校整備費では、これも国の経済対策を受けて昭和56年以降の新耐震の建築ではございますが、地盤沈下の影響を大きく受けている六日町中学校の耐震補強工事の費用2億6,639万円ほどの計上でございます。

5項4目文化行政費では、一般経費として市民会館の使用料免除分の追加を、文化財等保護費としてさらに2回文化財保護審議会を開催するための経費でございます。38、39ページをお願いします。調査委託料として古文書の解読委託10万円を補正させていただこうということでございます。5目文化施設費では塩沢公民館の大規模改修の請負契約減から847万円の減額計上でございます。

6項3目学校給食費では六日町給食センターの洗浄システムの入れ替え、蒸気配管の取替え工事の実施設計をするための58万円の補正でございます。

12款公債費では財源更正を、14款予備費では歳入歳出の差額3,354万円ほどを留保させていただく補正でございます。以上が歳出の部分であります。

6ページをお願いいたします。第2表 地方債の補正でございますが、歳入で申し上げましたように3億6,590万円の増であります。一番上の合併特例債が3億5,110万円、次の地域づくり資金貸付金が1,480万円の補正ということでございます。

以上、雑駁でございましたが説明に代えさせていただきます。以上です。

議長 質疑を行います。

中沢一博君 29ページの予防対策事業の件で、大変予算を組んでいただいた。待ちに待ったそういう保護者の方がいっぱいいるかと思えますけれども、これにしましても県内多分初という形でいろいろ考えていられるかと思えます。ちょっと具体的にこのヒブワクチンと肺炎菌ワクチンの実際の時期とか内容等、また年齢等、今現在のお考え等もあるかと思えますし予算も計上されているわけでございますので、もうちょっと詳しくお聞かせいただければ思っております。よろしくをお願いします。

福祉保健部長 29ページの予防の関係でございますが、まず、ヒブワクチンでありますけれども それとヒブワクチンと肺炎球菌の時期については、私どもは1月からということで始めたいと一応予定はしておりますが、今現在、国の方でもって実施要綱は全く示されていないというような状況であります。まだ、はっきりと1月からというような約束はできませんけれども、できるだけ早い時期に始めたいというふうに思っているところであります。

それでヒブワクチンでございますが、医薬材料費、それから予防接種の委託料を含めまして1回あたり8,000円ほどの費用が必要になります。それでゼロ歳児、乳児の段階でもっ

て3回の接種、それから1年後にまたもう1回というようなことで都合4回分必要になるわけです。今回の補正では8,000円の2,650人分ということで見込んでおります。接種の対象者の8割程度ということで数字を試算しまして見込んでいるところでございます。

肺炎球菌につきましても接種の内容についてはヒブワクチンと同じでございます。乳児の時期に3回、それから12カ月過ぎた段階で1回というような格好であります。1回あたりの接種料が9,800円ほどを見込んでおりまして、人数的には3,050人というような人数を見込んでいるというところでございます。以上でございます。

中沢一博君　　ということは確認で、これは全額助成というそういう観点でとらえてよろしいかと思えます。本当に画期的なことだと思っております。それで今私が心配するのは、国の方も決まっていないうことですのでけれども、大体、ほぼ決まってもうすぐ近く流れてくるかと思えます。やはり早めに手を打っていかないと、今、私の周りでも受けたいのだけれどもという人がかなりいっぱいいます。そういう部分に関して例えば今ワクチン接種をしている方等に対しての考え方、どうしてもどこかで区切らなければいけないのですけれども、それに対する考え方等お聞かせいただきたいと思えます。

福祉保健部長　失礼しました。補助率は100パーセントであります。それから接種の話なのですけれども、国の方が補助金がつくのはもうほぼ間違いのない話だということでありますので時期を早めて、国の実施要綱の補助の内容がどういうふうな予算の費目で計上した場合に補助になるのかということだけ、私どもの方で県の方にきちんと了解をもらった中で、できれば早い時期、もう1月になればすぐにでも私どもは周知をしていきたいというくらいの腹づもりであります。

中沢一博君　　例えば今時期的にもかなりお子さんの方でワクチンを受けようとしている部分があります。例えばそういうものに全く今、私も知っているわけですが、受けた方もいるわけでございます。それに対してどこかで線を引かなければいけないわけでございますけれども、それに対して行政のお考え方はどういうふうに考えていられるかお聞かせいただきたい。

福祉保健部長　失礼しました。既に実施をされている方もいっぱい多分いらっしゃるかというふうに思いますが、それについては国の方の要綱を見定めるしかないのですが、私どもはできる限りさかのぼって、4月までさかのぼれるかどうかはわかりませんが、できるだけさかのぼった段階で認めていきたいというふうに考えております。もう少し国の方の要綱等が示されるまでお待ちいただきたいというふうに思っています。

中沢俊一君　　今の質疑で大体わかったわけですが、H i bの方ですね。この15ページ、これH P Vワクチンとなっておりますが、これは確か間違いだと思えますが、明らかにこれは子宮頸がんの方の・・・ウィルスのワクチンですし、今のあれはヘモフィルスの細菌の方です。これから冬にかけて特に家が密閉されたりしてくると、このヒブの方は蔓延が多くなります。私ども産業動物の方ではもう40年くらい前から、二つの病原体は非常に大きな打撃を与えるものですから問題になっておりました。今の7番議員から、4月までさかのぼっ

てこの辺のことが、もしできるのであれば本当にもう早めに進めて、市民の皆さんには勧めて子どもさんの命を予防していただきたいと、そんなふうに要望して終わりにします。

総務部長　　今ほどご指摘のように15ページの記載でございますが・・・では、すみません。

福祉保健部長　　15ページの名称でございますが、ヒトパピローマウィルスということで、今回の場合は子宮頸がんとそれからヒブとそれから肺炎球菌三つを総称して補助金の名前をHPVのワクチンの接種の補助金だということですので、三つが入っているものの補助金名だということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

今井久美君　　37ページの六日町中学校の耐震補強のことですが、新耐震基準の中でこういう地盤沈下補強をしていくということで非常に特殊な例だと思います。経済対策でこういうことができるというのは本当によかったなと思います。杭の上にもう学校が浮き出ているような状況ですから本当に特殊な例なのですが、これからも我が市の中ではこういう公共施設の中で、新耐震基準の中でこういう施設があり得ることだと思います。国と県の今回のこの申請の中で見解等がありましたら、今後のことですので聞かせておいてもらいたいと思いますが。

総務部長　　基本的には56年の確か5月だったかと思うのですが新耐震になりまして、それ以後につくったものは一応今の基準を満たしているということでございますので、その部分をこれから改修をしていくということは、予定をしておらないところでございます。

ただ、六日町中学校につきましてはご存知のように地盤沈下で玄関の階段が確か3段だか4段増えて支柱梁が浮いているような形もありますので、この際させていただくというふうに考える・・・(「そういうことがこれからも出る施設があるかどうかということ」の声あり)公共施設の部分では今ちょっと思い当たりませんので、出ないだろうというふうに思っています。

今井久美君　　それはわかるのです。国と県が非常に特殊な例だということで、今後こういうことについて対応してくれるような見解があったのかどうなのか。その辺をちょっと聞かせていただきたいのです。

教育部長　　ありました。県も国もこの件については、我々は地下が空洞の部分についての事業をやるのも補助対象になるのかどうか心配だった件も含めて、これについては耐震も含めて調査したいということを確認とったときに、補助対象にさせていただけるということなもので、うちとしてはこの件に限ってというか、新耐震以降なのですけれどもやらせていただきたいというふうに思って、県にも国にも確認しました。

岡村雅夫君　　最初に今の中学校の耐震の37ページです。実際はどういった仕事をされるのかがちょっと見えないのですけれども、建物自体は耐震になっているわけですから、地盤の方だと思うのですけれども、実際はどういった仕事にこの2億何千万円という金がかかるのか、ひとつそれをお聞きいたします。

それから何点かありますがひとつ。21ページの車両費についてですが、先般もちょっと

下手な質問で申し訳なかったのですが、車両費の修繕費という中に、先般の報告事項の中で車両事故がかなりあるようです。そういった絡みでこういった補正がなされるのか、その辺どの程度の割合でそういう事故例での負担があるのかひとつお聞きします。

次に27ページですが、生活保護費がえらい5割アップですかね。そういった形ですが、傾向としてどんどん増えるような状況なのか。本当に過去の例からいくとかなりの審査をして、まあまあもう少し、もう少しというような形で先延ばしするような事例がほとんどだったと思うのです。けれども、今回急激にこう増えているのはもうそういう状況が、来た人はもうほとんどそんな状況だというような感じが、ひとつその辺をお聞きしたいと思います。

次、29ページの上水道費について。これは単価の見直しがあったというようなことなのですが、担当の方としては3,400万円はありがたいというようなことだと思うのですけれども、私は常に申し上げているように、こういったお金ではまだまだとても大変な事態だというふうに思います。そうした中で私は法定外繰入と申しますか、要するに決められた部分でない対策というのをどうやられているのか、ひとつお聞きしたいのです。

なぜならば、今回の総文の報告にもありますように、えらい割合で滞納が、全滞納の中の半分近いというような状況があるわけでありますので、そういった中で今後抜本的に改善する方法を考えているのか、お聞きいたします。あるいは一般会計に頼らなければならないというふうになっているのか、ひとつお聞きいたします。

それから31ページの相撲の問題であります。これも1,000万円というような形であったと思うのですけれども、こういったルールでその1,000万円というものを計上したのか。私はもう興行の一部を買ったものというふうにとらえていたのですけれども、その辺こういった余りが出るようなのか。お客が少なければもっと余るのか。その辺の形をお聞きしたいのですが、ひとつ。

次33ページ、草刈についてであります。非常に各行政区からは河川の除草、あるいは草刈の要望というものはあるかと思うのですけれども、こういった予算が残る。これは猛暑のせいなどという話はないかとは思っているのですけれども、こういった状況でこういう残が出るのかひとつお聞きいたします。以上です。

教育部長 工事内容についてご説明します。校舎部分の地下の部分の空洞になった部分に充填材を考えております。今のところ砂系の材料ということで、設計中ですものでまだ決まっておりません。それから耐震についても56年が切れ目なのですが、その後も若干の構造の変更がありますもので、国ではその後の変更に対応して耐震診断をした場合、それについても認めるということです。校舎棟の前の管理棟が2階、あと体育館側が教室棟、グラウンド側、それと体育館側の方に管理棟あるのですがこの教室棟と管理棟の3階建ての部分について、一部今までにやったのと同じような鉄骨のプレスを入れたり、RCの方へスリットを入れたりという耐震補強もあります。さ来年度に体育館の方も考えておりますもので、どうかこの予算以外についてはということで、今回は校舎棟について対応していきたい。こういうふうに思っております。

総務部長 車両の部分 21 ページについてでございますけれども、事故による増ということではなくて、通常の手検点検の部分の金額が不足をしたということでございます。若干当初の見方が甘かったのかもしれませんが。

それから事故につきましては、おおむね年間 30 件程度の事故があると。庁舎が三つになった、あるいは流域が広がったということになるのですが、気をつけてはいますが大体平均 30 件程度と。これにつきましては車両保険、自動車保険に入っておりますので、こちらの方で手当ができるということでございます。以上でございます。

福祉保健部長 27 ページの生活保護の話です。増えているのかというようなお話ですが、増えています。実際には増えているというのが現状だと思いますし、ここにきて 1 カ月くらいはちょっと数字は少なくはなっていますが、それにしても増えているという状況は全く変わっておりません。それから先延ばしをしているのではないかというようなお話だったので、先延ばしをしたということは一切ありません。

それで、子どもの方は申請が出て、必要な資産調査それから財産調査をして認定をしていくというようなことですので、必要なこと、しなければいけないことはちゃんとしてからということで認定をしているつもりでございます。

それで今現在の申請者のその状況といいますが、そういった話ですけれども、実際申請をした時点でもう全然収入もないと。働いてもないと、それで収入がないと。それから現金も持っていないと。それから住むところもないというような人たちが非常に増えていますので、今の段階では申請があった段階でいったんとにかくその認定をして、必要最低限の資産調査はしますけれども、それをやってすぐもう認定をする。その後、財産を調べて、もしそういったものが発見できればまたさかのぼって認定を止めるというような扱いにしていますので、先延ばしをしているというような状況は、全くないものというふうに考えているところであります。以上です。

市長 水道関係であります。基本は企業会計ですから当然その会計の中で賄ってもらおうということです。ただ、今のその値下げとかそういうことに対応するために、一般会計予算の方からの繰出しを増やすという考え方は、今はまだ持っておりません。経営上非常に厳しくなる、その繰入れを増やさなければですね、そういうことだとか、特殊な場合を除いてやはり法定外繰出といいますが、それは極力しないということです。

私が 15 年に六日町町長になったときの水道料の引き下げという問題の中でも、一般会計から繰り入れて下げることは、これは誰でもできるわけでありまして、そういうことではなくて、長期的な中で水道料金を下げていきたいということを申し上げております。その気持ちは今も変わっておりませんので、水道事業管理者以下大変努力していただいておって、単年度黒字等は何とか出てきているわけでありまして。そういう部門、あるいは簡略化される部門、あるいは先ほど管外視察の中でありましたけれども、民間委託が可能でその方が効率的で経済的だという部分があれば、これもまた検討していかなければならない。

そういうことの積み重ねをやっていって、なおかつ料金も市民生活に重大な影響を及ぼす

とか、そういう懸念があるようであれば、それは考えざるを得ないということではありますが、今はまだそういう時期ではないというふうに認識をしております。

産業振興部長　大相撲の当初の1,000万円。どのようなことで決められたかということでございますけれども、こちらの1,000万円につきましては、当初この大相撲の巡業を承知する上で、まず契約料といいますが、そちらでほぼ1,000万円近い額が必要であったというのが一つあります。それとあわせて何せ初めてなものですから、会場設営等でどの程度かかるかの部分も当然ございましたし、チケット販売、これらもどのような形で完売できるのかということも大分懸念されたわけでございます。

トータル的には収入の方で、チケット販売で約1,000万円、それからうちの補助が1,000万円入りまして、その他協賛金、のぼり旗等の協賛をいただいた中で総額大体2,500万円ほどになりました。支出の方が先ほど言いましたように出演料といいますが、相撲協会の方に払う分が大体950万円ほどですか。それからテレビのCMやら会場設営費等々で大体2,420万円ほどですか、かかったというような状況でございます。それらを最終的には決算の中でこれだけの額が余ったものですから、市に返還するというような形に取らせていただいたということでございます。以上です。

建設部長　それでは33ページの1級河川の草刈委託料でございます。この1級河川の地元要望というのはたくさんございます。この事業につきましては、県から市が委託を受けている事業でございます。当初予算は1,400万円をみておりますけれども、その当時、県が今年度は幾らつけるかそういう額はわかりません。そうした中で、ちょっと余裕を持った中で市の方は見ておりますけれども、県からのこの額が確定をしますと、この額で落とさざるを得ないということでございます。これは県の委託した事業がみんな、予定した事業が終わったということで確定した額だということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

水道事業管理者　先ほど来、滞納のお話がありました。水道が大半、半分くらいを占めているなどという話がありましたが、水道事業というのは3月31日でいったん締めます。そして普通の一般会計だと4、5月が会計閉鎖期でその間にみんな徴収ができるというようなことなので、その違いが若干あるのです。3月31日で銀行さんに入ってきて、うちに来なければもう滞納扱いになります。そういう問題でたまたま3月の締めというのは、非常に多い金額が載っています。それを今になると大分半分以下に恐らく落ち着いているのではないかなと思われまので、よろしくお願いをしたいと思います。

岡村雅夫君　今ほどの上水の問題で滞納が半分以上なんていう話は、ちょっと私の間違いでしたので、それはひとつ訂正しておきます。

では、車両費については了解です。要するに車両保険に入って事故等には万全を期していると、こういうとこだと思います。

それから生活保護については今、渋っているとこういう話をしているわけではなくて、なかなか認定までには時間がとれるというのが一般的な考え方というか、処遇になっていたよ

うであります、非常に差し迫った状況だなということをお報告いただきまして、本当に大変な状況だなというふうに思いました。

それから上水について、市長は今はまだまだ値上げするべき状況にないというような話でありますけれども、私は今のその生活保護の関連からしましても、あるいは滞納の関係をしましても、実際滞納している世帯というのは大変な事態。この間大和庁舎で実は行き会ったのですけれども、何か子どもさんが来て、何でうちの水は出ないのだというような話で、親父が何かしたのだろうかというような話をしている人がいましたけれども、本当に大変な状況だなと。要するにこうして断水をしてまでも、ああいう人から取らなければならないのかなというような感じがちょっと私はしたので思うのですが。

私はやはり水道は高いと、これはもう絶対認識しなければならないということをお事業者に言いたいのです。そうしないと、そしてそれをどうするかということは、いろいろ今市長が言ったように、経営形態を変えていくということも話があるようでありますけれども、私はあれだけの大きな施設をつくって、能力がある施設をつくったのだから、これをどう生かすかということは、やはりかなり踏み込んだ、他の自治体にも踏み込んだお話し合いをしていかないと、これは無用の長物になります。

それをひとつやはりこれからしっかりと、各自治体も水道ビジョンというものを計画しているわけですから、それが多分県に上がっているわけですから。県の指導をいただいて、もし、その水道事業をやるのだったらタンク増設することによって、その市全体に水が回るようなことが可能なわけですから。そういうことをひとつ私は近隣自治体に話をぴしっとしていただきたいなというふうに思います。まず売るといことですね。

そしてまたある程度財政がかなりの努力をされて、ゆとりが出てくる部分に関しては、基本的な生活は、やはり基本的に近隣の町村と同じような負担でまずやると。そうでないとやはり市民にはボディプローが効いてきますよ、こういう時代になると。それをやはり市長の姿勢をきちんと私は問いたいというふうに思いますので、ぜひ、努力をしていただきたいなというふうに思います。

相撲のことはわかりました。草刈もわかりました。

それで沈下の件で、私はこの地盤沈下地域はかなり対象が増えると思うのです。空洞化現象というのは多分起きていると思います。杭を打っているのですから、一緒に下がっているなどということは考えられない。そうすると不同沈下しているわけですから、大変な損傷が起きているわけでありまして。まず、私は今、損傷が、要するに地盤が、周囲が下がったがために、構造的には地中梁等でもっているわけでありまして、何らかの現象があって、これは地盤、要するに砂を入れる程度で本当に済むのかどうかという辺りを、もう少しわかったらひとつお聞きしたいのですが。

ただ、その空洞を埋めるだけで地盤沈下なりそういうのが、耐震が確保できるという事態では私はないと思うのですけれども、その辺はどういう状況ですか。お聞きします。

市長 水道の問題につきまして、当然売の方は一生懸命考えています。他の自治

体にも話はしておりますし、それから工業用水としても使っていいと いいと、私の考え方ですよ。1立方1円でも売れば、それはもう今から収入増になるわけですから。そういうことで産業界の方にもそういう話もしておりますし、先般テーブルマークの竣工式に行ったときにも、地下水を使うもいけれども、安い水道水をもっと供給できないかとかいろいろ考えてはおります。ただ、いつ実現するかということはちょっとわかりませんが、まずは岡村さんがおっしゃったように、今の施設を有効に利用できるということをまず考えなければならぬ。

そしていつも申し上げておりますけれども、基幹病院とか、あるいは特養施設だとか、そういうものはまだこれからも増えてくるわけでありまして。そういう部門を見極めながら最終的にもうこれ以上どうしようもないと。例えばそういう状況が見えたときに、それではどうするかということを考えていかなければならない。決して安い水道料金だとは思っておりませんので、その辺も含めながら十分検討していくということでありまして。

教育部長 お答えします。我々は事前調査のときに杭自体の沈下があるかどうかということ調べましたもので、それはありませんでした。ということでその空洞部分、杭が露出になっていること自体が非常に危険なもので、それをまず充填していきたいと。ただ、岡村議員が言われるように初めての工法ですもので、今、設計中ですから慎重に進めていきたいなと思っております。

それから他の部分に地盤沈下というお話があるのですが、今のところ我々は杭が沈下していないということを確認しましたもので、行政内での56年以降の新耐震について耐震を考えるのは、今のところ六日町中だけということで検討していますもので、その後の検討については引き続き関係課と協議していきたいと思っております。以上です。

岡村雅夫君 市長、水道料金についてはいろいろ手を尽くしてからという状況に、今ないというふうに私は思います。やはり大和に住んでいるとわかるのです。若い人たちは小出のアパートに入るのですよ。小出はガスが安くて水道料が安くて、一般にそう言われています。もう105円ですからね。だからその辺を240円でいいのかどうかという、それはやはりこういった政策上の問題ではなくて、対市民という問題に関すると、かなりこれはいかなものかなというふうに私は思うので、こういう問題が出てくるとどうしても指摘をさせていただきたいと、こういうことなのです。

それから後段の沈下の問題ですが、地盤沈下地域にこれはいろいろな建物が民間から何かいろいろあると思うのです。それで私が目にするところによると、まあまあ地震のときにこの周りに砂が吹き出たとか、あるいは市民会館に行ってみますと階段が当初より大分増えましたよね。そうしますとかなり周囲は沈下しているなど。そのときに建物の下の土と申しますか、地盤が下がっていないなどということは多分考えられないなというふうに私は思うのです。

ですから、たまたま、では中学校が何か現象が起きてそれを感じたのであるならば、そういう現象が他にもあるかないかと。なぜそういう形になったのかというのは、階段が順々に

足さなければならないからということであるならば、市民会館も同じこと。そしてまたこの庁舎の階段の上がり口、しょっちゅう下がっていますね。今また舗装が大分引っ込み始めてきましたけれども、それは直接全体が下がっているのだからそこだけ下がるのだと言われればそれまでなのですが、そういう事態というのはあるのではないかなというふうに考えているので一言申し添えて終わります。

市長 水道料金が例えば高くて隣の町に行っているという方がいらしたら教えていただきたいのですが、旧六日町のこの中はまだアパート建築がどんどん盛んですね。ですから、それは余りないと思うのです。というのはそういう若い方とか、一人暮らしの方というのはもう月額が基本料金以内ですよ。それが他の施策も全部比べてみて、いやとてもいろいろなことで南魚沼市は劣っているから、魚沼市へ行こうとか、十日町へ行こうと、それはわかります。水道料金の基本額ですよ、基本額。月額2,400円ではないですか。これが例えば倍と半分だからそのことだけをとって、南魚沼から出て行こうなどという人は、私はいないと思うのです。

高いということは言っています。私も高いと思っていますから。ですから、これは合併時に大和も六日町も1回は下げたわけです。15パーセント前後ですか、金額のトータルにしてです。率としては7~8パーセント。金額トータルでは15パーセント下がっている。そういうふうに努力はしてきているということです。

先ほどから触れていますように、どうしようもない状況で、そして市民の皆さんがもうとても耐え切れないという状況の、これはもうそうなってからということでない、そういうことは徐々にやっていけばわかることですから、そういう際はまた議会にもお願いをしながら一般会計から繰り入れなければならないかも知れない。ただ、一般会計からその分を繰り入れるということは、他の施策をしないということです。他の施策ができないということです・・・(「それは・・・ならないかった」の声あり)いや、言いたくないといってもそういうことです。金を別の方へやるわけですから、その部分はしようと思っていたことができなかつたり、あるいは、もっともっと上乘せしてやろうと思ったことができなかつたりということ。

先ほどヒブワクチンだとかそういうことも出ていますけれども、そういうことはきちんとやっていこうと。限界に近いことは私も十分承知しておりますけれども、決してそういうことのために、おっしゃったようにどんどんと人が流出していくなどという事態は、私はない、このことは断言させていただきたいと思っております。

それから地盤沈下の件ですが、六中についてはご存知のように、あそこは中学校を建設する際に埋立てたのです。相当量の埋立量でした。当時ある程度落ち着くまで建設はしないということであそこへ盛り土をして何年か置いて、その後建設に入ったのですけれども、地盤沈下の分とその盛り土をした部分が沈下している分があいまって、ですから他の地域の大体倍以上確か沈んでいるのです。ですので、そういう現象が出ています。

ここの庁舎も入ってもらうところでおわかりのとおり、あのくらい沈んでいるわけです。

中越大震災の後にやはり空洞が散見をされて、それは補てんをして、あれは砂利だったかな、あのときは。補てんしてやっていますけれども。今、他の公共施設でそういう状況というのは余り見えていないのです。それほどどんどんと沈んで空洞がぼこっと出ているというところが。

ですので、そういう状況が見えればこれは危険ですから何らかの手当はしていかなければならないと思っていますけれども、今のところはそういう状況ではない。そして当然杭を打っていけば下がらない。他の部分は下がると、このことは十分承知しておりますので、学校ばかりの問題ではないということも十分承知はしております。

笠原喜一郎君　1点だけお聞きをいたしますが、25ページの学童保育についてお聞きをいたします。上関から今度は石打が別れる、太陽クラブから大崎小に別れるというようなことで、非常にこの部分についてはいいことだなというふうに思っています。それだけ学童保育に対するニーズが高いというふうに思っています。

ただ、この整備をするときに、私は今回は学校の中だということで非常に安心をしているわけですが、しかし、一番先に考えるべきは、私はやはり空き教室が本当になかったのかという部分をもう少しやはり考えていただきたかったなというふうに思っています。それは確かに県から補助金が出たり、あるいは2,000万円くらいだからいいではないかというふうに思うかも知れませんが、これだけ少子化があったりして必ず空き教室があるのかなというふうに思いますけれども、その辺のことをちょっとお聞きいたします。

福祉保健部長　学童保育の話ですけれども、空き教室は全ての学校にという話にはならないと思いますが、間違いなくあるというふうに思っています。それで、この学童保育の施設を整備していくに当たって私どもだけの主導でなかなか話が進められないというのが実態であります。あくまでも学校側の方と話をしながら進めていくというのが今までの実態であります。そうした中で、なかなかそういう遊休の施設、空き施設があってもここはだめだとか、そういうようなことで話し合いがうまく進まない場合がほとんど多いというようなことです。今回の場合については偶然、大崎小学校、石打小学校でそういったような施設が使えるというような格好になりましたけれども、全てそういうふうな格好でうまく進む話ばかりではなくて、いわゆる学校外の施設もその利用をせざるを得ないような施設も現実には中にはあります。なかなか私どもが想定するような話では余り進んでいないというのが多分実態だろうというふうに思っていますが、いずれにしても学校側ときちんとして話を進めていかなければいけないということは十分認識をしているところであります。

笠原喜一郎君　学校の施設を借りるわけですから当然そういう打合せというか相談をする。それは当たり前なのです。ただ、今回のその大崎と石打について、教育委員会ときちんと話を、空き教室があるかないかということをもずしたかどうか。それから確かに学校の管理からすると校長先生を始め学校の人たちは、やはり嫌がることだけは確かなのです。しかし、それもやはり有効利用ということからすれば、城内小学校の場合は空き教室を利用させていただいてやっているわけですので、まんざら無理であるということではないわけです。

まず、そういう話をきちんとされたのか。そして、どういう理由でそのことが、もしした中でだめであったのか。そしてこういう形になってきたのかと、そこをお聞きいたします。

子育て支援課長 今回の大崎小学校と石打小学校の改築につきましては、私どもも議員おっしゃるように学校の空き教室を今までのように使わせていただいて学童保育をやりたいという考えで、学校の方と当然いろいろ相談させていただきました。結論から言いますと大崎小学校につきましては学校側の話ですけれども、空いているという教室は、私どもが見させていただいた中にはなかったと。一部、授業等をやるのではないのですけれども、子どもたちの濡れた物を乾かす乾燥室として使っているとか、スキーを置くための置場にしているとかワックスルームで使っているというようなことでございました。

石打の小学校につきましても同じように、教室を既に使っているというようなことで、ちょっと教室を使うのは今回無理だったということです。でも、学校の中を使わせていただきたいということで、今回体育館のピロティと体育館のギャラリーが使えるということでございました。

今回につきましては学校の先生方も非常に自分たちの子どもたちのことなので、ということで非常に好意的に対応をしていただきまして、今提案させていただいたように一部改修になりますけれども、それぞれ設備をさせていただくという運びになっているということです。

これからもまだ増える可能性もあるわけですけれども、そういうものにつきましてもできるだけ、子どもたちが少なくなれば教室も空くだろうというのが普通の考えですので、当然私どもも教育委員会と相談させていただく中で、教室等をできるだけ利用させていただいて、できるだけ施設整備にお金をかけない中でしていきたいなと思っています。以上です。

山田 勝君 2点ほどお伺いします。35ページ、木造耐震診断と補強工事のこの件であります。先般ありました危機管理フォーラムの中でも市長は降雪時の地震対応、避難をどうするのだという質問をされておりました。これの実績が非常に上がってこないこと、これに関して数字とともにどのように考えているか伺いたいと思います。

それから39ページの教育費の学校給食センターの設計業務委託料58万円、これの内容について伺いたいと思います。

市長 木造住宅の耐震化であります。今まで設計に補助をして、今年からでしたか、工事に対しても50万円でしたか補助を出すということにしましたが、これですね、こういうとあれですけれども、例えば私の家も古い部分はもう築150年、確か200年近いのです。木造診断で耐震診断をされれば、されればというかすれば、確か何か変だということになると思う。ところがです、そういうこととは裏腹に非常に頑丈にできています。ですから地震で崩れることはまずないというくらいの思いを持っている方がいっぱいいらっしゃると思います。そういうことの中で全額補助とかということになれば相当進むのかもわかりませんが、今の段階ではこれはちょっと進み方が余り芳しくない。来年以降も、という思いがしています。

中越大震災の際も私どものところで一般住宅の被害というのは本当に少なかったですね。

奥のあの辺がちょっとあったりとか、割合と少なかった。そしてもう5年も過ぎるとまた喉元を過ぎればという部分もありまして、魚沼市や十日町さんみたいにその恐怖心から抜け出せないでいるという状況でもまたないような部分があって進まない。そういうことだと思っています。

進まない原因はそうだと思いますが、これは例えば補助額を一気に上げて、ではやってみてどうなるか。これはちょっと私もわかりませんが、何せこの辺の木造住宅での耐震化というのは、余り私は進まない状況が出ている。これからもそうだろうというちょっと悲観的な見方をしているのです。新しく建てるのは別でありますけれども。

そんな状況の中で議員おっしゃったように、いわゆる冬期の地震とかというときに倒壊の恐れとあるいは避難場所の確保という、これはまた私たちの市の、雪国の共通の課題でありますので、これらについてはまた十分検討していかなければなりません、なかなか妙案も出てこない。危機管理官も簡単にどうもいい答えが見つからないなどと言っているくらいですから、その辺も含めて検討させていただきますが、その耐震化の工事というのは非常に進み方が鈍いだろうという予測は今しております。何らかの対策は考えていこうと思いますけれども、今名案があるというところではございません。

学校教育課長 六日町学校給食センターの設計業務委託のことでございますが、この大規模改修につきましては、洗浄システムが既に13年目を迎えておりまして大変老朽しております。それと蒸気配管も大変その不具合を生じているというようなことで、今年設計をさせていただいて、来年度夏休みに交換をしていきたいというふうに思っています。ただし、その蒸気配管につきましては何箇所もあって、8月の夏休みだけでは終わらないということで、4年間に分けて順次やっていくということで考えております。よろしくお願ひします。

山田 勝君 市長は実際にそうって質問されたように、やはり最悪の事態を考えたときというのは、一番災害が発生しやすい場所になります。ですから、このままその悲観的な感覚だけではちょっと防災の観点からは不足だと思います。お金を使えというのではなくて、やはり何らかのPRをするなり、本当にこういう場合は危険なのだよという、もう少し啓もう的な活動が必要だと思います。

それから給食センターについては、年次計画みたいなそういう改修計画というのはあるのではないですか。もしあるとすれば、ここで補正で設計が出てくること自体、ちょっと年次計画でやるべき問題だと思うのですが、何でこの段階にここで出てきたのかなという思いです。

市長 おっしゃるとおり啓もうは大変必要なことでありまして、啓もうは一生懸命やっていくつもりであります、それに呼応してすぐ耐震化の工事に踏み切っていただけるかというのには非常に悲観的だということでもあります。ですので、住民の、市民の皆さんの命を守るという観点からこれは進めていかなければならないわけでありましてけれども、やはり今はまず啓もう。そして、補助制度のどこにどういう欠陥があるのかという、これもやはり突き詰めて考えていかなければならない。ただ単に金額が安いからなのか、その辺も含

めてアンケート等も実施をしながら十分検討していきたいと思っております。

学校教育課長 年次計画はあったのかということでございますが、この蒸気システムと洗浄システムについては5カ年で完了しようということで、来年から5年間でやろうということであったのです。けれども、どうせやるなら1回でやった方が経費が安くなるだろうということで、夏休みの1カ月間で完了する範囲の中でということで考えると、洗浄システムは8月、1カ月でできるということでございました。そうすると結構配管類のはつり等がたくさんありますので、それをどういう工法でよいか、どういう順番がよいかということをご設計をしていただくものでございます。よろしく申し上げます。

寺口友彦君 35ページの防災広場整備事業費の500万円の増でありますけれども、この増の理由をお聞かせ願いたい。

総務部長 当初予定をしたわけではありますが、イベントがここ2カ年ありまして部材が増えたり、実際アスベストも若干あるようでございますのでそういうのをすると、当初予算をいただいたものからちょっとこれだけ不足が出るということで補正をお願いしたということでございます。

寺口友彦君 この計画出たときにも、中に便所の方を整備をしていただきました。中の方へ便所を。それについての解体が非常にもったいないということで、その部分を残しての解体に入るので500万円、工事自体が難しくなるから500万円の増であるかなというふうに思ったわけです。JAさんのビルを今度は市が買いましたので、雨だれが落ちてどうのこうのという部分の苦情はないはずですが、やはりその防災広場でありますので、外便所はどうしても必要だろうからそこは残すのだろうというふうに思ったのですが、便所については結局全部取り壊すということになるのですか。

総務部長 まだその極の詳細はどうしようかということで考えておりますけれども、ただ防災でございますので、例えば全然上屋がなくて、下の方にタンクあるいは下水がつながっていて緊急用のトイレとして使えるというようなものは、当然措置をするつもりでございます。ただ、あそこがふだんは駐車場という格好になりますので、トイレが外にあったとしても全く不思議はないわけですので、その辺またこれからちょっと考えてみたいというふうに思っております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第93号議案 平成22年度南魚沼市一般会計補正予算

(第6号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第93号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 3時15分まで休憩といたします。

(午後2時53分)

議 長 それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午後3時15分)

議 長 日程第21、第94号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第94号議案の平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は国税の賦課額決定に伴う保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金の増や、職員の異動等に伴う職員給与費の過不足額を調整していただくものでありまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ3,441万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額を62億3,630万6,000円としたいものであります。

詳細につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは事項別明細書8ページ、9ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、3款2項4目高齢者医療制度円滑導入事業補助金23万3,000円でございますが、増額補正となっております。現在70歳から74歳の方の医療機関における窓口負担、これにつきましては法律で2割というふうに定められておりますが、特別措置といたしまして今は1割に軽減されております。

これは年度ごとというふうなことで区切られておりまして、今のところ23年3月31日までというふうなことでなっております。その後も継続されるというふうなことでなりましたので、3月末までにはその延長の期日の入った保険証を交付しなければいけないというふうなことでなっております。その保険証の再発行に必要な費用を国が導入の事業として、補助金として全額負担するというふうな内容となっております。

それから10款1項1目低所得者に対する応益負担保険税の軽減分を公費で補てんする保険税軽減分として3,115万5,000円、それから低所得者数に応じて保険税額を公費で補てんする保険者支援分ということで334万2,000円が増額されます。それから人件費繰入金124万8,000円の増額補正につきましては、人事異動及び給与の改定による過不足を調整するものでございます。下の財政安定化支援事業につきましては、所得水準だとか年齢構成等によって保険財政への影響を平準化するというふうなことで交付税措置されるものでございまして、南魚沼市では年齢構成のその部分が対象になるということで、その交付税の算入額が確定したことに伴って155万9,000円が減額補正というふうなことでござ

います。

10ページ、11ページをお願いいたします。こちら歳出でございます。1款1項1目職員給与費124万8,000円の増額補正でございますが、人事異動及び給与改定による過不足の調整ということでございます。それから一般管理費の27万1,000円の増額補正につきましては、税率改定による臨時職員の共済費が増額になっている。それから先ほどお話ししました70から74歳の保険証の再交付のための経費、これの増額でございます。

それから8款2項1目保健衛生普及事業につきましては、今年度、塩分の減量運動の推進事業ということで行っておりますが、そのための在宅栄養士の業務が多くなるということで、こちらの方を増額するということが組替えによる補正でございます。

11款1項1目一般被保険者保険税の還付金50万円の増額でございますが、遡及する資格喪失の方が増えたということで増額になっております。

12款1項1目予備費の3,240万円でございますが、歳入歳出の差引き分を予備費に追加するという内容でございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。

岡村雅夫君 軽減分ということですが、以前にお話したことがありますけれども、所得申告をして自動的に軽減になる分と、申告しなければならぬ分とあると思うのです。それでもまだ無申告者、要するに所得がどうせないからといって所得申告をしない人ですね。今は納付書もコピーをして使ってくださいなんて形ですので、普通自分で確定申告というかしない人は無申告者になってしまうということで、なかなか軽減が受けられないと。あるいは、標準割りになるとかというような話を聞いたことがあるのですけれども、やはり私はいかにそういう人たちを捨るかということが、こういったまた軽減分という形で歳入につながるというようなことになるのか。その辺ちょっと仕組み的に教えていただければありがたいと思います。

市民生活部長 軽減につきましては、保険税が2割、5割、7割、それぞれ所得に応じて軽減措置があるわけでございますが、これを受けるためには所得の申告をしていただかなくてはならないということで、無申告の方についてはこれが該当にならない。該当になる方については、私どもの方で自動的にその部分を軽減させていただいて、納付書を発送させていただいているというふうなことでございます。

この無申告という方につきましては、市の所得で、全般で大体1,000人ぐらい当初発生するのですが、その中で私どもがいろいろな働きかけをする中で、最終的には200から300人ぐらいが残る。相当数、連絡等をとってもその方々が残ってしまうというのが現実でございます。そういうことをいかに減らして、受けられる恩恵はきちんと受けていただくという考え方でございますので、引き続きそういった方に対する連絡体制をとっていくということでございます。また、いろいろな角度から、皆さんの方からも声かけをしていただいて、相談さえ来ていただければまた何らかの道が開けるとお思いますので、そういった思いで対応してまいりたいというふうに思っております。

岡村雅夫君 1,000人もいるということにはまず驚きます。そしてまた連絡をしても応答がない人。これが200~300人。会計上としてももったいないと、まず言わせてもらいたいと思うのですが。私はこういう200~300人のほうの方が、かなりの部分で滞納等が起きている人が私はいるのかなというふうにみえています。ですから、滞納整理班と賦課班との連携がここできちんとできていれば、もう少しこの数を減らせるのかなという気がします。

相談に来いと、あるいは文書を送る、何か行けばとられるなと思えば拒否反応を起こす人も中にはいるかもわかりませんし、そういう点ではやはり対面をし、対面に努力してもらいたい。200~300だったら多分できますね。そういった考え方はございませんか。そうすることによって、こういった形で補てんがくるわけでありまして、そして本人もそれにその安さだったら、そこまで軽減してもらえらるのだったら、間違いなく俺も納められるなというそういった形にもなるかと思うので、ぜひ、そこに努力が必要かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

市民生活部長 私どもは前も話しましたがけれども例えば資格証だとか短期証、これは出す段階で税務課と市民課の課長等も含めて担当も含めて情報交換を一人一人しながら、この方はどのくらいの頻度で相談が来ているとか来ていないとか、それから分納している方はどのくらいの額をしているのかという、そういった細かいデータを整理しながら個々に対応を検討しておりますので、この対応については間違いのないと思います。あとは相手の方がどういう反応を見せるかという部分が大きな問題ですので、引き続きこの対応をしながら、また今、臨戸といいますか臨時にそれぞれ家庭訪問等をさせていただいてありますが、来年度は少し頻度を高めるかなみたいな相談もしておりますので、そういった総合的に検討しながら何らかはコンタクトとれるような形を進めていきたいというふうに思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第94号議案 平成22年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第94号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第95号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第95号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。今回の補正は人事院勧告、人事異動に伴う人件費の調整と介護サービス給付及び介護予防サービス給付費の事業費精査による増減を補正するものであります。

歳出の介護サービス給付費では、21年度から繰り越した地域密着型の施設の開設が9月にずれ込んだことによる給付費の減、また、介護予防サービス給付費では要支援認定者の増により給付費の増が見込まれることから、所要額の追加をお願いするものであります。

歳入では歳出で計上した介護給付費の増減額、あるいは人件費の調整額等それぞれルールに基づき所要額を補正させていただくものであります。このことによりまして歳入歳出予算総額からそれぞれ694万8,000円を減額して、歳入歳出予算総額をそれぞれ52億2,892万5,000円としたいものであります。

詳細につきましては福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長 それでは内容について説明を申し上げます。事項別明細の8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございますが、4款2項2目であります地域支援事業の交付金マイナスの6万円ではありますが、事業の実施要綱が一部改正になりまして、それに伴いまして事業費を精査した結果、6万円の減額が見込まれますのでマイナス6万円を計上してございます。なお、この地域支援事業の事業実施要綱の改正による減額は5款、6款、8款でも同様でございますので、後ほどまた説明をしたいというふうに思います。4款2項3目であります地域支援事業の交付金、包括的支援事業の方ですが、歳出の包括的支援事業の減額にルール分ということで106万円ほどを減額するものでございます。

続きまして5款の1項2目であります地域支援事業の交付金マイナスの7万1,000円でございますが、先ほど説明しました事業実施要綱の改正によるものでございます。

6款の2項の1目であります地域支援事業の交付金マイナス3万円ではありますが、事業の実施要綱の改正によるものということで3万円の減額でございます。6款の2項の2目地域支援事業の交付金、包括的支援事業マイナスの53万円であります。国庫補助金と同様でございますが、歳出の包括的支援事業の減額によるルール分ということで、20パーセント相当分ということでマイナスの53万円でございます。

8款1項2目地域支援事業の繰入金ではありますがマイナス3万円。事業実施要綱の改正によるものでございます。3目ではありますが地域支援事業の繰入金、包括的支援事業マイナスの53万1,000円ではありますが、歳出の包括的支援事業の減額によるルール分ということで20パーセント相当分でございます。4目でございますが、その他一般会計繰入金マイナスの396万3,000円でございますが、人事異動それから人勧による人件費分ということでマイナスの631万1,000円を減額をするものでございまして、事務費ではありますが認

定審査会の事務費相当分ということで234万8,000円を計上するものでございます。

10ページ、11ページをお願いします。8款2項2目であります介護給付費の準備基金の繰入金ということで、マイナス57万4,000円でございます。歳出の人件費、事務費それから給付費の減額によりまして1号被保険者の負担分が減額となる分ということで、歳入歳出の予算調整分として減額計上をしているところでございます。

9款の2項3目雑入マイナスの9万9,000円でございますが、地域支援事業の実費徴収金などを9万9,000円計上してあります。

それから12ページ、13ページをお願いします。歳出でございますが、1款1項1目であります一般管理費マイナスの636万4,000円でございますが、人事異動それから人勤による人件費の分として計上いたしました。

3項の1目介護認定審査会費240万9,000円でございますが、人事異動と人勤による人件費の分は5万3,000円の追加。それから新規認定者が非常に増えているということによりまして、主治医の意見書の作成件数が増えているということで事務費として235万6,000円を追加で計上するものでございます。新規認定者の認定数は新規で330件、それから障がいの認定が約60件ぐらいということによりまして増えているという状況でございます。

2款の1項1目介護サービス諸費でございますが、マイナスの2,039万6,000円でございますが、先ほど市長もお話を申し上げましたが地域密着型のサービス事業所が、サービスの開始が9月にずれ込んだということで、相当額の減額が見込まれるということです。今のまま推移しますと3月末まで1億6,000万円ぐらい見込まれるわけですが、今回は予算の組替え分ということで必要な額だけ2,039万6,000円分を減額の計上をしてございます。

それから2項2目でございますが介護予防サービス諸費2,029万6,000円の追加でございます。要支援者の増によりサービスの利用量が非常に増えているということで、21年度と22年度を比較しますと月平均大体30人ぐらい利用が増えているということによりまして、2,000万円ほどの追加となっております。同様に地域密着型のサービス、福祉用具それから予防のケアプラン、いずれも認定者の増が給付費の増に結びついているものでございます。

14ページ、15ページをお願いします。5項の2目でございますが、高額医療合算介護予防サービス費で10万円の追加でございますが、今年度22年度が給付の初年度ということで実績がなく、一応当初予算では5万円分ということで計上しましたが、見込みよりも非常に利用が多いというような状況から、不足見込額として10万円ほどを計上してございます。

3款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費ということでマイナスの27万5,000円でございますが、生活機能評価が65歳以上の住民健診の受診者が非常に減っているということによりまして減額をしております。それから通所型の介護予防につきましては、

今年度回数は増やしましたが、実績が見込みほど増えていないということから、相当額を減額をするものでございます。それから訪問型の介護予防でございますが口腔訪問、それから認知、うつなどの訪問事業でありますけれども、口腔訪問は伸びておりますけれども、認知、うつなどの訪問が少ないというようなことから、認知、うつの訪問の委託を減額しまして歯科衛生士の報償費の方に振り替えるものでございます。

それから16ページ、17ページをお願いいたします。16ページ、17ページであります。2目介護予防一般高齢者施策事業費で27万5,000円でございます。筋力づくり事業は教室の回数が増えているということで、不足見込額をここに追加でもって計上しております。それから機能訓練費は、見込みほど実績は伸びていないということで減額をするものでございます。それから介護予防事業では相談件数が非常に増えているということで、21年、22年の同期と比較しますと約1,100件ほど相談が伸びているというようなことで、補正をお願いするものでございます。

それから2項でございますが、包括的支援事業・任意事業費であります。1目介護予防ケアマネジメント事業費で244万3,000円ほどの減額でございますが、4月の人事異動によるものでございます。

2目の総合相談事業費32万5,000円の追加でございますが、包括支援センターの社会福祉士の超勤が増えているということで、先ほど申しましたが相談事業が非常に増えているということで32万5,000円ほど追加をするものでございます。

4目でございますが、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費93万4,000円の減額でございますが、4月の人事異動によるものでございます。

それから5目の任意事業費であります。成年後見の申請が見込まれるというようなことで、既に申請済みが二人、相談中が二人でございます。相談中の二人のうち一人分の申請が見込まれるということで、所要額を補正するものでございます。説明は以上でございます。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 直接これに関係ないですけれども、13ページのいわゆる給付についての認定とかそういうもの、非常に新しい方が増えているという説明がありました。実は要支援の2を受けた方が、最近一人で命を絶つというケースがありました。昨年、一人暮らしをしている高齢者の方ですけれども、非常に足腰が痛くなって大変でとても、一軒家に住んでいるのですけれども何とかしてもらえないかということで、市役所に相談して要支援を受けたけれども、要支援では施設には入れてもらえない。要支援を受け、紹介されたところはとても高いところと、それから2階住まいであったということで、一人生活の不安はありながら結局我慢したり行ったりして、そこへもうお世話になったりしながら暮らしていた。夏になると少し足腰がよくなるのか少しは歩けるのですけれども、また冬に向かうともう9月から寒くてこたつを出してストーブをたいて、そして生活しているというところで、私のところに電話がきたのですけれども、非常に一人暮らしの要支援というものの大変さをつくづく感じました。

今、介護に関しては見直しもされていますし、特に要支援に対しては介護から外すような情報が流れております。そういう中で要支援に対する一人生活者へのそういうサービスというか、介護保険料は取られるけれども、自分がこういう介護をしてもらいたいという思いと違うのが出るケースが段々増えてくるのかなという思いです。そういうところの歪を直せる方法とか、何かもしあったらお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

福祉保健部長 要支援のお話でございますが、先ほど申し上げましたように要支援者が非常に増えているという実態がございます。それで、一人暮らしだとかそういったことではなくて、いわゆる要支援者へのサービスというようなことでありますけれども、私どもの包括支援センターの方にきちんと、やはりその辺の実態を話していただきたいということでございます。もちろん、できることとできないことがあると思いますけれども、私どもの方でも一生懸命できる範囲のことはやりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岩野 松君 もちろんそういうことだろうとは思いますが、特に要支援で一人暮らしになっている高齢者の方というのは、本当に冬に向かうといろいろな思わぬ不安、普通の健常者が思うのとけたが違う不安があるように私は感じていました。そういう意味では、そういう方たちを冬場だけでも ある自治体によってはそういうところもありますが、そうしてくれるような方向づけができないものかというのも思っているのですけれども、何か妙案はないかもう1回お聞かせください。

福祉保健部長 先ほど申し上げましたように、その辺の実態をよく私どもの方の包括の方に話をさせていただきたいということと、それからどうしてもこういう制度でもって救えない部分については、社協の方でなじょもネットとかそういったような利用もできますので、そういったことも含めて私どもの方に、その生活実態といいますか、そういったものをお話を願えればというふうに思っております。よろしくお願ひします。

中沢俊一君 細かい点で申しわけありませんが、17ページの一番最後になります。成年後見人制度についてお伺いしますが、いろいろな事情がありましてこういう制度を使わなければ財産管理から何といたしますか、相続からと、いろいろな細かい手続ができない家庭がこれから増えていくと思っております。市長が確かこれは後見人という形になって市の方でそういう事務をやると思うのですけれども、民生委員の方々とのこの辺の連絡といいますか、調査といいますか、これがどんな形で進めていかれるのか、少し聞かせてください。

福祉保健部長 成年後見制度でございますが、先日の民生委員の一斉改選がございまして、民生委員さんの総会がございました。その席でも成年後見制度そういったものの説明はしておりますし、必要に応じて1カ月に1辺ずつ民生委員さんから集まっておりますが、必要に応じてそういったようなお話もしているというところでございますけれども、制度の詳細まで多分民生委員さんは、実態としては知ってはいないだろうというふうに思います。何かそういう制度の詳細については、私どもの方にまたお話をいただければというふうに思います。一応そういったような市長申立ての制度があるということだけは、民生委員

さんの総会で話をしているところでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第95号議案 平成22年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第95号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第96号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第96号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は保険料賦課額決定に伴う保険基盤安定繰入金の一般会計繰入金や給与改定に伴う職員給与費を調整していただくもので、歳入歳出予算総額をそれぞれ257万3,000円減額し、総額を4億7,666万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは詳細についてご説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書で説明させていただきます。

まず歳入でございますが3款1項1目保険基盤安定繰入金でございます。これにつきましては、保険料軽減分185万9,000円の減額補正でございます。低所得者の応益負担軽減分ということで一般会計からの繰り入れでございますが、当初段階の見込みより保険税の軽減額が少なかったということで減額するものでございます。

2目のその他一般会計繰入金の人件費繰入金66万5,000円の減額補正でございますが、市民課職員の給与改定によるものでございます。

5款3項1目、雑入でございますが、新潟県後期高齢者医療広域連合派遣職員の人件費等の負担分ということで4万9,000円の減額補正でございますが、これは派遣職員分の給与改定によるものでございます。

10ページ、11ページをご覧いただきたいと思っております。歳出でございます。1款1項1

目一般管理費の職員給与費でございますが、71万4,000円の減額でございます。これは市民課及び連合派遣職員の給与改定による減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金185万9,000円の減額につきましては、低所得者の応益負担分軽減分が減額というふうなことで、歳入の減額と同額というふうになっております。以上で説明を終了いたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第96号議案 平成22年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第96号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第97号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第97号議案、平成22年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告、人事異動に伴う給与・手当等の精査による職員給与費の減額、及び浄化槽市町村整備推進事業での設置数の変更による減額、汚水処理施設整備交付金の事業費4億5,000万円の追加、及び本年度予定しておりました長期債繰上償還金1億3,560万円を減額したいものであります。これによりまして歳入歳出予算総額にそれぞれ2億9,504万8,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ64億7,759万2,000円としたいものであります。

なお、汚水処理施設整備交付金を含む地域再生基盤強化交付金が、平成23年度予算の概算要求の部分では廃止をされておりますので、これを本年度追加事業として行うものであります。新年度につきましては、今のところ社会資本整備総合交付金に変更という予定だというふうに伺っております。

詳細につきましては企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよ

うにお願い申し上げます。

企業部長 それでは下水道の補正予算の説明に入らせてもらいます。8、9ページをお願いいたします。まず、分担金においては、事業確定に伴う21基を今年度実施をいたしました。当初予算では23基を予定していたので、ここは減額補正でございます。

それから国庫補助金でございます。上の特環公共下水道国庫補助金これがこの欄のところが2億250万円という補正額になっております。この中の一番上、汚水処理施設整備交付金というようなことで1億9,257万円と次の公共下水道国庫補助金の一番上段の743万円が、これとこれをあわせると2億円というような形になります。先ほど来、提案で述べた追加でこれを頂くという形で処理をしたいと。これが来年度の予算を前倒しでくっていくというような形で計画をしております。それからその下へ社会資本整備総合交付金というようなことで250万円ありますが、これは事業費の精査によるもので増という形になっております。これはあわせまして2億250万円増になります。それから2目の浄化槽市町村整備推進事業国庫補助金でございます。これは先ほどちょっとお話ししましたが、2基の減の分でございます。これが186万円の減。

それから繰入金、これは一般会計繰入金の部分でございます。これが328万4,000円というようなことで、内訳を見ますと公共下水道関連が147万9,000円、農集の関係が180万5,000円という形でございます。

それでは雑入に移らせてもらいます。1節の公共下水道が862万2,000円ほどでございます。当初150万円を予定しておりますが建物共済金というようなことで、これは大和处理地域の処理場の雷による被害というようなことで、1,122万円ほどが入っております。それから下水道移設補償料というようなことで当初300万円をみていたのですが2,200万円、事業確定に伴う見込みでなっております。それから特環の関係でございます。これは建物共済がマイナス140万円というようなことで、当初150万円みていたので10万円くらいの落ち着きになるかと思えます。それから下水道補償料というようなことで当初150万円みておりました。これが178万8,000円の増という形になるかと思えます。それから農集、これはなから同じぐらいの金額になりますが、共済金が当初50万円をみておりました。それが40万円というようなことで10万円ぐらいの落ち着きになるのかなというような形で補正をさせていただきます。

それから10、11ページでございます。市債でございます。今回の公共下水道債につきましては事業の推移によりまして、1億5,175万円の減、特環の関係では2億2,045万円の増、それから浄化槽においては520万円の減というようなことで、補正額が6,350万円になります。

それから12、13ページをお願いしたいのですが。総務管理費においては、全部人勤並びに人事異動に伴う減でございます。総額で1,225万2,000円ほどの減でございます。

それから施設管理費につきましても、これは事業の精査で150万円ほどの増をみております。これは修繕料それから上の原の処理場の電気料の追加というようなことをみておりま

す。

それから下水道事業費につきましては、4億5,000万円増をみております。これは説明欄をちょっと見ていただきたいのですが、一番上の公共下水道事業費というようなことで405万1,000円、それから一番下から2番目に4億4,594万9,000円という形があります。これが先ほどちょっとお話ししたように、これを足すとちょうど4億5,000万円になります。これは事業の精査による公共で委託料317万円の減、それから特環で600万円の増、これから先ほどお話しした前倒しの増額がここに謳ってあります。次のページをお願いします。それから浄化槽の関係は先ほどお話ししたように860万円の減というようなことで、これはほぼ確定見込みで出してあります。

それから公債費でございます。これは長期借換債の該当からこれが24年の3月返すような形で決定が下りました。これは6パーセントから上が何年、5パーセントから6パーセントまでが何年という形で、これが旧の簡易保険の関係の公債を借りてきた場合がそれになるというようなことで、そんなことで遅く返さなければならぬというようなことで、大分損失が出ているという形になろうかと思っています。

それから、前に戻って4ページをお願いします。4ページに地方債の補正でございますが、限度額の変更をさせていただきます。22億9,780万円の補正前に対しまして、23億6,130万円というようなことで、今度6本の形、7本から6本の形で限度額が各々定めております。よろしくお願いをしたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第97号議案 平成22年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第97号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第25、第98号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第98号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は収益的収入及び支出の補正並びに資本的支出の補正であります。収益的収入の内容といたしましては、営業外収益の他会計繰入金において高料金対策として3,409万1,000円を増額し、総額24億6,640万4,000円に定めるものであります。

支出といたしましては営業外費用の原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費を人事院勧告、人事異動に伴う給料・手当等の精査により397万6,000円減額し、総額21億8,188万2,000円に定めるものであります。

資本的支出といたしましては、建設改良の第1次拡張事業費、改良費を、人事院勧告、人事異動に伴う給料・手当等に精査により58万5,000円増額し、総額21億5,996万2,000円に定めたいものであります。

詳細につきましては水道事業管理者に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者 それでは水道事業会計の補正(2号)を説明いたします。

まず、最初に第2条でございます。2条は、3条予算を今変更しようというようなことで定めてあります。先ほど来お話がありましたように、1款水道事業収益では3,409万1,000円、これは一般会計からの繰入れ。高料金部分の資本費が172円から167円に落ちたというようなことで5円の差があります。その5円に使用水量を掛けますと3,409万1,000円になります。そんなことで一般会計からの繰入れ分を増やしていただいたというようなことでございます。

支出においては397万6,000円の減でございます。これは人勤それから人事異動に伴う15名分の効果で397万6,000円の減額でございます。

それから第3条、資本的収入及び支出の補正で、支出だけしかありません。そんなことで第1款においては、資本的支出58万5,000円の増額でございます。これは人事異動と人勤で4名分の、若い職員が異動して、年取ったなんて言い方ではないけれどもちょっと上の人が入ってきたというようなことで、そういう形で増えております。

それから次のページ第4条でございます。職員給与費というのは、これは議会の議決を得なければならないというようなことで、補正額が339万1,000円の減というようなことで1億5,316万7,000円に定めるものという形をお願いをしたいと思います。

その次にこれの内訳がありますが、後で見てください。お願いします。以上で終わらせていただきます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第98号議案 平成22年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第98号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第26、第99号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第99号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、大和病院の収益的収支におきまして人事院勧告による給与費の減額6,500万円、寄附を受けたことによる収入のその他医業外収益、そして支出の材料費にそれぞれ100万円を追加、関東信越厚生局の施設基準等実施調査に伴い個人返還金が生じたため、特別損失に47万1,000円を追加するものであります。

また、病院事業全体の資金不足に対応するため一時借入金の限度額を3億円増額し、13億円に改めたいものであります。

詳細につきましては大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務部長 それでは説明をさせていただきます。その前に大変申しわけございませんが、今朝ほどお配りをさせていただきました丸正の差しかえの議案がございますので、こちらの方で説明をさせていただきます。それから2点ほど訂正の箇所がございましたので、ちょっと確認の意味で申し上げさせていただきますが3ページ目でございます。これは直っていると思うのですが、収入の一番下段、その他の医業外収益というところがございますが、ここが当初真ん中に幅が大きいところだったのですが、ここが当初は2段になっておりまして真ん中の線がいらなかったということと、その計の欄に一番下段にゼロが入っておりますので、これを削除させていただいたというのが1点でございます。

それから次のページをご覧くださいと思いますが、4ページでございます。3項の医業外収益、大和病院の項ですが1億5,482万1,000円、それから補正予定額が100万円、1億5,582万1,000円でございますが、これが既決予定額が1億5,482万円ちょうどゼロになっておりましたので、これを1に、それから計の欄も1億5,582万円ちょうどになっておりましたので、これを1にそれぞれ変更させていただくものでございます。

よろしく申し上げます。

それでは説明をさせていただきます。4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。補正予算第2号実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、大和病院外来収益ここを、先ほど市長が申しあげました人勤の部分がございまして、これを外来収益を人勤の歳出の方で申しあげますが、人勤の部分を落とさせていただきますので、外来収益をその分6,452万9,000円減額をさせていただきます。

それから医業外収益でございますが、大和病院のその他の医業外収益100万円を追加させていただきます。1億5,582万1,000円とさせていただきます。これは寄附金がございまして、故森下マツノさんという方のご遺族の方から大和病院の運営に役立ててほしいということで、100万円のご寄附をいただきましたので、こちらの方に医業外収益ということで計上させていただきました。

それからその下の支出でございますが、病院事業費用、大和病院の医業費用でございます。給与費、人勤によるもの6,500万円。内訳は右のページをご覧いただきたいのですが職員の給料によるものは3,000万円、職員の手当によるものが2,500万円、それから法定福利費これは共済組合負担金等でございますけれども1,000万円、これは総務課の方から出させていただいております。あわせて6,500万円を減額をさせていただきます。

それから2目の材料費でございますが、ここに先ほどの100万円を追加させていただきます。森下さんのご寄附を活用しまして医療消耗備品等を購入させていただく予定でございます。

それから3項の大和病院の特別損失でございます。過年度損益修正損47万1,000円でございます。これはちょっと説明をさせていただきますが、今年の7月27日、関東信越厚生局の基本診療科あるいは特掲診療科の施設基準等の実施状況調査が行われました。これは私どもの病院では前は7年前ということですが、普通ですと3～4年に1度ぐらい、施設基準に、例えば施設の基準があっているのか、あるいは人員がきちんと配置されているのか、あるいは定めどおりに医療が提供されているのかというようなことを、つぶさに書類を見たりあるいは現地を見たり、そういうことで適当かどうかということをご指導に入ることになってございまして、かなり厳しく行われます。

皆さんも既にご存知だと思いますが、昨年、新潟市民病院では人員の配置を10対1から看護基準を7対1にするということで、そこがちょっとクリアできなかったということで4億円ぐらいの返還金が生じたということが新聞報道されておりました。そういう厚生局の監査が入ったということでございまして、そのときに指摘がございまして、栄養管理実施加算と外来の化学療法加算に関しまして、適性に行われていない部分があるとの指摘を受けまして、返還命令があったものでございます。

ちょっと申しあげますが、栄養管理加算といえますのは、加算の部分ですので栄養の管理計画書に基づきまして長く入院している方について、それがその状況を見ながらメニューを変えたりカロリーを見たりというか、そういうことをしていく上でとれる点数でございます。

それで1日12点加算がつくのですが、12点ということは1点10円ですので120円つくということです。どういう指摘があったかと言いますと、それを判定する基準としまして、飲んだり食べたりする量だとか、あと体重ですとか、血液のデータですとかそういったものを見ながら、それを見ながらちょっと体重が落ちてきたからあるいは上げた方がいいのではないかということをやるといふのだそうですけれども、そのときに栄養管理計画書の中に血液のデータを記載していなかったと。カルテに書いてあったのでいいと思って血液のデータを記載していなかったということで、それがちょっとまずいのではないのということを言われました。そういうことで指導がありまして、その部分はきちんと基準を満たしていないから過去1年間にさかのぼってその分返還してくださいという話になりました。

それからもう1点は、外来化学療法加算の2ということです。これは化学療法というのはガンの治療の点滴をするところがあるのですけれども、そこに要件としましては化学療法の経験を有する専任の常勤看護師が当該治療所に常時勤務しているということですが、たまたまその場所へ行ったときに看護師がいなかったのが、これは常時ではないではないかという指摘をされました。かなりいろいろなことをやり取りをしたのですが、それが390点、この4月からは420点になったのですが、これは大きいのですけれども、それも1年さかのぼってということで指導を受けました。

それで合計あわせますと、保険者に返還する部分と、それから個人にお返しする部分と両方発生したのですが、両方あわせると保険者に返還する部分が682万7,453円となりましたし、個人にお返しする部分が63万9,030円となりました。その中で保険者の皆さんに返すものとそれから個人にお返しする部分で、現年度分についてはその中の相殺という形でやらせてもらっているのですけれども、個人にお返しする過年度分につきましては相殺ということができませんので、ここで補正予算に計上させていただいて合計47万1,440円ですので、芽で1,000円出していますので47万円を補正させていただいて、42万円の中で個人の方にお返しをするということでございます。

それで最初の1ページに戻っていただきたいと思っておりますけれども、1条は総則でございます。2条は先ほど申し上げました収益的収入及び支出の補正でございます。医業収益に6,452万9,000円減額しまして38億4,383万1,000円とするものでございますし、医業外収益に100万円追加をさせていただきまして2億257万5,000円にするものでございます。

支出につきましては医業費用を6,400万円減額をさせていただいて40億8,812万8,000円にするものでございますし、特別損失47万1,000円を追加させていただいて47万5,000円にするものでございます。

それから第3条の一時借入金でございますが、本予算の5条中に限度額を10億円に定めておりますが、この額を13億円に改めさせていただくものでございます。これにつきましてちょっと説明をさせていただきます。今日の時点で一時借入金の額が大体9億円でございます。内訳が大和病院が5億8,000万円、城内診療所が3億2,000万円でございます。

12月10日にボーナスがありますのでそのときの時点でみますと、大和病院が6億6,000万円、城内診療所が3億4,000万円ということであわせて大体10億円ぎりぎりぐらいの形になります。

それからこれは先の話ですが、今年の場合、3月の給料を見ますと3月の18日が給料日になります。例えば支払基金そういったところから入ってくる診療報酬がいつも20日に入ってくるのです。普通ですと20日に入ってきてまして21日にその金を使って支払をするという形をとらせてもらっているのですが、大体診療報酬というのはその月々によって2カ月前のが入ってきますのででこぼこがありますけれども、大体大和病院が2億3,000万円ぐらい、それから城内診療所が2,000万~2,500万円ぐらいは入ってきます。

そのようなことでお考えいただくといいと思うのですが、そのときに一時的に3日ぐらいの差ですけれども、大和病院が8億8,000万円ぐらい、それから城内診療所が3億7,000万円ぐらい、あわせて12億5,000万円ぐらい、今の推測をした段階で12億5,000万円ぐらいの不足という形がそのときに予想されますので、ここで今回13億円に、限度額を3億円追加をさせていただきたいということでございます。

ちなみに申し上げますが、3月末、年度末では、今の予想では大和病院が6億5,000万円、城内診療所が4億円、計10億5,000万円ぐらいの形になるのではないかという見通しをしております。

それから最後第4条ですが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、給与費を減額させていただきました。職員給与費というのは給与費のうち報酬を除いた額になりますので、ここを26億184万2,000円に減額をさせていただきたくもでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 2点質問をさせていただきます。まず、収益的収支の方ですけれども、説明をしていただきましたというか、説明なんだったのかどうかよくわからないのですけれども。例えば今、支出の方で人勧絡みで給与費が減ったので、その分、外来収入を減らしてもらったというのは、全くこれは説明になっていないですよ。給与費が少なくなったから外来収入が減ったなんていうのは、これは全く説明になっていないと思うのですよ。今までの今回の資料を見ますと、前年に比べて城内病院が1,700万円ぐらい赤字で大和病院が5,200万円ぐらい今までで黒字ですよ。だから5,000万円ぐらい黒字ですよ。だけれども、収支にすると9,100万円ぐらい今、赤字になっているはずですよ。そういうところから説明してもらわないと、これでそれはちょっと説明にならないかなと思うのです。

もう一つ私がどうなのかなと思うのは、もうちょっと前に県立病院の方が診療報酬の改定と入院の患者数が維持できたのでということで、8月末で多分30億円だかの黒字であったと。冬になるとまた赤字になるのだけれどもというようなことではありますが、この中で診療報酬の改定に伴っての増分といいますか、よかった分が含まれているのか。であれば、今、給与額にあわせて6,400万円、500万円を同じ額で数字合わせみたいに減らすことはな

いのではないかと。もう少し残っていて頑張るようなことにしないと、会計といいますか経営上うまくないのではないかとというのがありますので、第1点を聞いてみます。

というのは、私が心配するのはそのことと、今、一時借入金の話がありましたけれども、私、社厚の委員会の中でも話しましたが、大変危機感を持っています。今現在9億円の一時借入金だそうです。それで何をあれするかといいますと資金不足率ですね。21年度決算のときで4,200万円ぐらい多分資金不足だった。それで率にしますと11.7パーセントですか資金不足比率ですね。その資金不足比率というのは、財政課長、次長がいますけれども、事業規模分の資金の不足額です。事業規模というのは大体同じで36億円ぐらい、そして資金の不足額そのの中身を見ますと、大きい部分は一時借入金ですね。流動負債から流動資産を引いたのが資金不足になるのですけれども、これは年度によって違いますが、大きいところはやはり一時借入金なのです。

そうしますと流動資産、年によって変わりますけれども、それはまだ今年が終わっていないのでわからないので去年のままにしまして、去年、一時借入金8億5,000万円でした。今、限度額13億円になりますよ。他のところの要素をわからないのでそのまま去年の決算数字を用いて、一時借入金の3億円増えた分を上乗せすると、この資金不足率は24パーセントになります。13億円丸々使ったとすると。経営健全化比率の20パーセントをもう、今年で超えてしまうというようなそういう 最悪の場合ですよ ということになってしまふのです。

私は委員会のときに下手をすると2年か3年で20パーセントを超えますよという話をしましたけれども、もうこの時点で下手をすると超えてしまう。それで事務部長、ちょっと気楽なところがあるなと思ったのは、年度末で10億5,000万円ぐらいの一時借入に今のまま行けなるだろうと・・・年度末でね、いいでしょう。10億5,000万円ぐらいになるということになっているのですけれども、それも去年の流動負債、流動資産でな数字を用いてその一時借入金のところだけ変えてやれば、11億5,000万円の一時借入金になればもう20パーセントを超えるのですよね。大変なことだと思うのですよ。

私はそのところを考えて、お金が足りなくてボーナスが払われないというのは大変ですが、一時借入金ではない方法で何とかならなかったのか、ということなのです。経営健全化比率が20パーセントを超えて、いろいろ制約があるとちょっと困るのですよ。何で困るかという、これから基幹病院ができる、大和病院だって建て替えをしなくてはならない。この間、新潟市民病院に行ってきましたけれども、19年に建て替えをするまで黒字だったのです。そして建て替えをしました。その年から減価償却が始まって一気に赤字ですよ。そういうことになるおそれもある。

ですから、今のところは健全なやはり経営になっていってもらわないと、特にこの一時借入金というところは注意していただかないと、経営健全化比率を、今既に上回って制限を与えられたなんてなると、地域医療を守らなくてはならないという立場とすると、非常にやりづらいというところがありますので、その辺の説明をお願いします。

大和病院事務部長　　まず冒頭の件でお答えいたしますが、ちょっと説明が足らなかったと思うのですけれども。今日の所信表明資料の15ページに、今までの市が使う10月までの大和病院、それから城内診療所の数字が出ております。その中で人数は出ておらないのですけれども、15ページをご覧くださいと・・・出ていますね、人数は14ページの方に人数が出ておりますが、入院の人数が6カ月、7カ月で2,559人伸びております。逆に外来が3,994人減っておりますので、その辺、非常にこう、入院はある程度堅調にきているのですが、外来がちょっとやはり医師が少なかったりしてなかなか思うようにいかない部分がありまして減っておりますので。減っているその人数というのが、前年比で多いときで600人とか800人とか減ったのですけれども、最近200人とか300人ぐらいとかなり落ちてきましたので、そんなにあれではないのですけれども、外来は全国的にやはり5パーセントぐらい減っているような基調の中でうちの病院も減っています。したがって、そういう中で6,500万円という人事院勧告の減額分を外来の方のものに充当させていただいたというものがご質問の1点目でございます。

それからもう一つ今、流動負債それから資金不足のお話ですが、これは今年も説明させていただいた21年度の資金不足ということでご説明をさせていただきましたが、その中で資金不足額というのが4億2,268万7,034円ということです。それは流動資産から流動負債を引いた額でございます。それでそのときに私は申し上げなかったのですけれども、内訳は大和病院が1億5,925万3,331円です。それから城内診療所が2億6,343万3,703円です。そういう中身の部分をもうちょっと説明しておけばよかったのかもわかりませんが、その辺の説明不足がありました。

それともう一つ、甘いと言われればそれまでかも知れませんが、さっきの資料をご覧くださいと15ページにありますけれども、15ページの中では今度は医業収支。その他の繰入れとかそういったものはなくて、医業の部分の収入支出こういった部分を前年度と比べて見ておるのですけれども、収入は先ほど申し上げたように入院等をはじめとして伸びております。その分外来が減っておりますし、それからその他医業収益は1,311万6,000円減っているのですが、これは健診です。健診あるいは住民健診だとかあるいは人間ドックだとかそういう健診部門の減少ということでございます。入院が7,924万4,000円は伸びておりますけれども、そういった外来が1,152万円減っている、あるいはその他医業ということで健診部門が1,311万円減っている。そういった部分で全体としては昨年に比べて5,000万円ぐらいの伸びだということでございます。

これから下半期があるのですが、収支で見ますと非常に、昨年はこれからお金が結構出ていった部分があります。と言いますのは、申し上げたように活性化基金をいただきまして、それともう一つは、うちの方のそれに対する持ち出しもあったのですけれども、病院の機能評価だとかそういったものを取得するために施設の改修だとか、それから医療機器の購入だとか今までできなかったものをやらせていただきました。そういった中でその支出が、大体事業が9月の補正をとってそれからやりましたので、早くて10月とか11月から始まっ

たわけですけれども、そういった支払が出てきているのがやはり1月とか2月とかそういったときに集中していましたものですから、そういう部分では今年は支出はもうちょっと抑えられるなという見方をしています。

けれども、病院の経営ですので患者さんがいなければやはり収入が落ちますし、増えれば収入は上がりますし、そんなことを考えながらやっているのですけれども。そういう中で一時借入金というのは、ある程度患者さんが伸びない場合のことも想定した数値ということで見ております。

そんなことで若干そういった場合に、これから冬場で社会的な入院そういったものもありまして増える傾向もあるのですけれども、それは一般的な予測であって確たることは言えません。そういう中でそんなに比率がかなり下がってという、もちろん、歳出削減だとかそういう経営努力はしてまいります。それに伴って城内診療所の方を企業会計、病院事業会計から切り離していただくという話も出ておりますし、そういった中での見通しが、例えば年度末あるいは年度初めに20パーセントを超えるということにはいかないと思っております。甘いと言われればそういう部分があるかもわかりませんが、そういったことでご理解をいただきたい。

市長 後段の資金不足比率の件であります、これは22年度の会計の中で状況を見て、絶対20を上回らないように処置をさせていただくというつもりでありますので、その点についてはご心配をいただかなくてもいいと思います。ただ、皆さん方から予算を認めていただくということが前提でありますけれども、22年度中にそのことは処理をして、1年であっても資金不足比率が上回ったと、非常に強い制約が出てくるとことは避けるようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

佐藤 剛君 市長のお言葉で理解いたしました、そうなのです。本当に1年でも大変なことなので、流動資産、流動負債というのは年ごとに1億円ぐらいの前後はあります。ですので、減るかもしれないし増えるかもしれない。そういう中で前年度のを採用すると11億5,000万円一時借入金が残れば、もう20パーセントを超えてしまうのです。そのところを十分やはり理解してもらって、病院運営をとといいますか、資金運用をしていただきたいと思っておりますし、最悪、そういうところをよく見ながら、今、市長の言うようなところでけつのところをうまくやっていただきたいというふうに思います。

非常に前年に比べて5,200万円収益が増えているということで、私は評価はしているのですけれども、そういう心配があるので発言をさせていただきました。終わります。

議長 答弁はよろしいですか。(「いいです」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

岡村雅夫君 今、市長が、何らかの手当をするという話をしたのですが、私は先般の社厚委員会でも報告があったように、城内病院をここで切り離しをしようかという話があったわけであり、それが事前に計画されているということになれば、やはり会計上から言うところの12月議会で、せめて城内病院の問題、その累積等です。一時借入金がこの間の

報告では2億8,000万円、累積欠損が5億6,600万円だと、こういう報告受けているわけであります。当然、特別会計に移行する段階が、もう3月議会ですからね、条例が出てくると思うのですけれども。そうするとこの12月議会に対応するぐらいでないと、かなり危険なのではないかなというふうに私は思うのですが、なぜ、この段階でできなかったかひとつお聞きします。

市長 この段階でできなかったということではなくて、3月議会の中で、今おっしゃったようにもっともって姿がちょっと変わってくると思うのです。ですから、どの程度の額をきちんと投入をして整理をすればいいのかというのは、まだちょっと不透明な部分がありますので、正確を期すために3月というつもりであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第99号議案 平成22年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第99号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

議長 次の本会議は12月13日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時35分)